

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①株式会社 介護ステーション咲花 大阪市鶴見区諸口四丁目5番32号 ②相談支援センター 咲花 大阪市鶴見区横堤三丁目3番19号 グリーンセンチュリー国宏ビル501号室 ③平成26年1月1日 ④地域移行支援・地域定着支援
⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 ⑥2739200075

①有限会社 あいあいサポートセンター 大阪市城東区関目二丁目2番11号
②あいぽっぽ 大阪市城東区関目二丁目2番11号 ③平成26年3月1日 ④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 ⑥2734400100

①有限会社 ほっと・ステーション 大阪市城東区関目一丁目20番22号 ②相談支援 ほっと・ステーション 大阪市城東区関目一丁目20番22号 3F ③平成26年3月1日 ④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 ⑥2734400118

①グリーンウッド 株式会社 大阪市鶴見区鶴見四丁目1番6号 サンハイム長島101号 ②花相談支援センター 大阪市鶴見区鶴見四丁目1番6号 サンハイム長島101号 ③平成26年3月1日 ④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 ⑥2739200091

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第480号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定による指定一般相談支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第51条の30の規定により告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①なにわ保健生活協同組合 大阪市都島区高倉町二丁目3番4号 ②コープほんわか便 分室 大阪市都島区高倉町一丁目8番29号 ③平成26年1月31日
④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2735200046

①社会福祉法人 あさか会 大阪市住吉区浅香二丁目2番57号 ②はあとらんど浅香 大阪市住吉区浅香一丁目7番15号 ③平成26年1月31日 ④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2732000068

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30の規定により告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日

④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①社会福祉法人 愛徳福祉会 大阪市東住吉区山坂五丁目11-21 ②大阪発達総合療育センター ふたば 大阪市東住吉区山坂五丁目11番21号 ③平成25年11月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2730800097

①有限会社 ふるさわ 大阪市東住吉区東田辺一丁目1番8号 ②‘自立ライフサポートセンター’ 大空 大阪市東住吉区東田辺一丁目1番8号 ③平成25年12月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2730800105

①有限会社 朝日ウッド 大阪市西淀川区福町三丁目2番54号 ②相談支援げんきな郷 大阪市西淀川区佃三丁目14番20号 ③平成25年1月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 ⑥2731000044

①株式会社 ヒューマンサポート凜 大阪市東住吉区湯里二丁目18番11-101号 ②サポートセンター凜 大阪市東住吉区湯里二丁目18番11-101号 ③平成26年1月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2730800113

①合同会社 シクロ 大阪市西成区鶴見橋一丁目2番7号 ②シクロソーシャルサポート 大阪市西成区鶴見橋一丁目2番7号 ③平成26年1月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2733300186

①株式会社 介護ステーション咲花 大阪市鶴見区諸口四丁目5番32号 ②相談支援センター 咲花 大阪市鶴見区横堤三丁目3番19号 グリーンセンチュリー国宏ビル501号室 ③平成26年1月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2739200075

①合同会社 アリスタッチ 大阪市中央区谷町七丁目1番15号 ②相談支援センター アリスファイン 大阪市中央区安堂寺町一丁目3番12号 大阪谷町ビル201・202号 ③平成26年1月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2739400071

①株式会社 KMH 大阪市福島区海老江七丁目22番22号 アーバンハイツ海老江2階201 ②相談支援センターさくらんぼ 大阪市福島区海老江七丁目22番22号 アーバンハイツ海老江2F201号 ③平成26年3月1日 ④計画相談

支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2730200025

①有限会社 夕陽ヶ丘ケアサービス 大阪市天王寺区上本町九丁目 6 番23号
②相談支援事業所夕陽ヶ丘 大阪市天王寺区勝山二丁目 8 番23号 ③平成26年
3月 1 日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・
障がい児・難病等対象者 ⑥2731700023

①株式会社ベストケア・パートナーズ 大阪市中央区上本町西五丁目 1 番 9 -
803号 ②みつば相談支援センター 大阪市住吉区苅田九丁目14番20号 ヤヨイ
ビル206 ③平成26年 3月 1 日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障が
い者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2732000100

①あさひ松栄株式会社 大阪市旭区高殿六丁目24番23号 ②あさひ松栄ケアプ
ランセンター 大阪市旭区高殿六丁目24番23号 ③平成26年 3月 1 日 ④計画
相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等
対象者 ⑥2733100065

①アイナ合同会社 大阪市西成区玉出東一丁目 5 番11号 ②アイナケアサポー
トセンター 大阪市西成区玉出中二丁目 5 番 8 号 401号 ③平成26年 3月 1
日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等
対象者 ⑥2733300194

①株式会社 ルミナス 大阪府豊中市上野坂一丁目18番41号 ②ルミナスケア
玉出 大阪市西成区玉出西二丁目 5 番 9 号 シャルム富士102号206号 ③平成
26年 3月 1 日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい
者・障がい児・難病等対象者 ⑥2733300202

①有限会社 あいあいサポートセンター 大阪市城東区関目二丁目 2 番11号
②あいぽっぽ 大阪市城東区関目二丁目 2 番11号 ③平成26年 3月 1 日 ④計
画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病
等対象者 ⑥2734400100

①有限会社 ほっと・ステーション 大阪市城東区関目一丁目20番22号 ②相
談支援 ほっと・ステーション 大阪市城東区関目一丁目20番22号 3 F ③
平成26年 3月 1 日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障
がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2734400118

①一般社団法人絆 大阪市平野区長吉長原東三丁目13番22号 ②支援センター
祥 大阪市平野区長吉長原東三丁目13番22号 ③平成26年 3月 1 日 ④計画
相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対
象者 ⑥2735800159

①株式会社 P A S まいんど 大阪市鶴見区今津南一丁目 1 番21号 ②相談支
援 うつぎ 大阪市鶴見区今津南一丁目 1 番21号 クラシックビレッジ100号
室 ③平成26年 3月 1 日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・
精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2739200083

①グリーンウッド 株式会社 大阪市鶴見区鶴見四丁目 1 番 6 号 サンハイム
長島101号 ②花相談支援センター 大阪市鶴見区鶴見四丁目 1 番 6 号 サン

ハイム長島101号 ③平成26年 3月 1 日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2739200091
①特定非営利活動法人 ぱんの木 大阪市城東区放出西三丁目13番 7－308号
②相談支援くりいむ 大阪市鶴見区放出東三丁目 3 番22号 ③平成26年 3月 1 日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2739200109

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第482号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第 4 項の規定による指定特定相談支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第51条の30の規定により告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号
①なにわ保健生活協同組合 大阪市都島区高倉町二丁目 3 番 4 号 ②コープほんわか便 分室 大阪市都島区高倉町一丁目 8 番29号 ③平成26年 1月31日
④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児
⑥2735200046
①社会福祉法人 あさか会 大阪市住吉区浅香二丁目 2 番57号 ②はあとらんど浅香 大阪市住吉区浅香一丁目 7 番15号 ③平成26年 1月31日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥
2732000068

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第483号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類
①株式会社華 ②訪問介護華 大阪市東住吉区公園南矢田一丁目15番25号 ③平成26年 3月 1 日 ④訪問介護

- ①合同会社隆明 ②リハビリデイサービスまごころ 大阪市生野区巽南一丁目
1番9号 プレジデント楠T01号 ③平成26年3月1日 ④通所介護
- ①医療法人正正会 ②訪問看護ステーション「杏」 大阪市都島区東野田町三
丁目13番9号 わけのビル1号館2階 ③平成26年3月1日 ④訪問看護
- ①特定非営利活動法人翔夢 ②ふれあいの翔 大阪市平野区长吉長原二丁目12
番5号 ③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①合同会社LUCIA ②訪問介護ルシア 大阪市旭区大宮一丁目14番18号
柳ビル201号室 ③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①株式会社ツジモト ②ホームヘルプセンターあんたく 大阪市西成区花園北
二丁目8番2号 和伸ビル101号 ③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①タスカルクラフト株式会社 ②タスカル介護サービス 大阪市生野区田島六
丁目11番16号 マンションワールド206 ③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①株式会社あさひケア ②介護ステーションそえる 大阪市旭区高殿七丁目21
番19号 サンスリーハイツ高殿1F ③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①後藤建設工業株式会社 ②ヘルパーステーションゆきうさぎ 大阪市東淀川
区下新庄四丁目18番21-106号、109号 ③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①株式会社ジョン ②ジョン介護ステーション 大阪市住之江区南港中四丁目
7番24-713号 ③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①社会医療法人愛仁会 ②ヘルパーステーションおかじま 大阪市大正区南恩
加島五丁目4番1号 ③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①はつらつ大阪合同会社 ②介護のポン 大阪市西成区花園南一丁目10番2号
③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①医療法人菜の花会 ②菜の花訪問看護ステーション 大阪市生野区勝山北一
丁目11番23号 サンヴィレジツジタ103号 ③平成26年3月1日 ④訪問看護
- ①あさひ松栄株式会社 ②あさひ松栄株式会社 大阪市旭区高殿六丁目24番23
号 ③平成26年3月1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ①株式会社スマイル ②株式会社スマイル 大阪市西成区长橋三丁目2番7号
A ③平成26年3月1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ①株式会社オーケイ綿業 ②オーケイケアセンター 大阪市平野区加美東四丁
目12番30号 ③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①株式会社タスク ②ハートケアセンター 大阪市住吉区长居東四丁目12番9
号 シャトー長居203号 ③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①合同会社みんなのT ②訪問介護ステーションみんなのT 大阪市阿倍野区
天王寺町北三丁目13番19号 ハイッK&T302号室 ③平成26年3月1日 ④
訪問介護
- ①ホームコール株式会社 ②ホームコールヘルパーステーション 大阪市中央
区東平二丁目1番25号2F ③平成26年3月1日 ④訪問介護
- ①株式会社ビジネスラボラトリー ②株式会社ビジネスラボラトリー 大阪市
北区中之島二丁目3番18号 中之島フェスティバルタワー16階
③平成26年3月1日 ④訪問介護

①株式会社ベシス ②ベシス 大阪市西成区玉出西一丁目19番15号 ③平成26年 3月 1日 ④訪問介護

①株式会社 d o t S M i L E ②スマイル介護機器サービス 大阪府中央区本町橋 6 番21号 シャンボール内本町611号室 ③平成26年 3月 1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

①株式会社アスコン ②いこいの森 大阪市西成区岸里二丁目 3 番 3 号 大塩ビル203 ③平成26年 3月 1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売①株式会社マインドチェンジ ②成介護センター 大阪府大阪市城東区今福東一丁目 8 番31号 ③平成26年 3月 1日 ④訪問介護

①メディカルフィットネスジャパン株式会社 ②楽リハデイサービスセンター 駒川 大阪市東住吉区駒川四丁目 3 番 7 号 ③平成26年 3月 1日 ④通所介護

①株式会社村上 ②丸紅ケアサービス 大阪市西成区太子一丁目 3 番21号 村上ビル 2 F ③平成26年 3月 1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

①合同会社英明会 ②デイサービスパティナー 大阪市生野区鶴橋五丁目21番19号 ③平成26年 3月 1日 ④通所介護

①株式会社オルソグループ ②デイサービスひろゴンの部屋 大阪市住之江区中加賀屋三丁目12番22号 ③平成26年 3月 1日 ④通所介護

①株式会社オルソグループ ②デイサービスひろゴンランド 大阪市西成区岸里東一丁目 4 番 8 号 ③平成26年 3月 1日 ④通所介護

①特定非営利活動法人江口の里 ②ヘルパーステーションほのぼの苑 大阪市東淀川区小松五丁目 2 番 9 号 ③平成26年 3月 1日 ④訪問介護

①医療法人気象会 ②訪問介護ステーション国見館城東 大阪市城東区鳴野西二丁目 2 番 5 号 ③平成26年 3月 1日 ④訪問介護

①株式会社OKサービス ②リンケージケアサービス 大阪市福島区海老江七丁目14番 5 号 菊花マンション108号 ③平成26年 3月 1日 ④訪問介護

①株式会社レンタルYAMAMOTO ②レンタルYAMAMOTO 大阪市淀川区西宮原二丁目 6 番16号 新大阪コーポビアネーズ1114号室 ③平成26年 3月 1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

①株式会社アクセスH. L ②ぼーといちおかデイサービス 大阪市港区市岡元町一丁目 3 番10号 ハーバーライフ市岡 1 階 ③平成26年 3月 1日

④通所介護

①株式会社オアシスライフ ②介護サービスセンターかがやき 大阪市住之江区新北島二丁目 1 番 1 号 オアシスコート新北島 1 F ③平成26年 3月 1日 ④訪問介護

①有限会社幸心ライフ ②じゃすみんデイサービス 大阪市東住吉区矢田四丁目15番 5 号 カーサマニエラ 1 階 ③平成26年 3月 1日 ④通所介護

①有限会社P e a c e H e a r t ②デイサービス多宝寿 大阪市天王寺区清水谷町20番 7 号 ハイッヒルトンパートIV 1 階東号室 ③平成26年 3月 1日

④通所介護

①株式会社フューチャープランニング ②デイサービスバク 大阪市浪速区大

- 国三丁目 9 番15号 1 F ③平成26年 3月 1 日 ④通所介護
- ①株式会社ゆめゆめらいふ大阪 ②ゆめゆめらいふ海老江デイサービスセンター 大阪市福島区海老江五丁目 7 番 7 号 ③平成26年 3月 1 日 ④通所介護
- ①株式会社ほのぼの ②デイサービスほのぼのさん 大阪市東淀川区菅原六丁目17番 9 号 ③平成26年 3月 1 日 ④通所介護
- ①有限会社アットホームケアサービス ②デイサービスはるかぜ 大阪市生野区中川四丁目11番12号 ③平成26年 3月 1 日 ④通所介護
- ①社会福祉法人優心会 ②デイサービスセンターこうのとり 大阪市平野区長吉川辺三丁目 2 番 3 号 ③平成26年 3月 1 日 ④通所介護
- ①株式会社SOHGO PLANNING ②オレンジケア愛和 大阪市北区大淀中四丁目 6 番16号 ダイキビル ③平成26年 3月 1 日 ④訪問介護
- ①株式会社アスピナル ②トウヨウ訪問介護ステーション 大阪市城東区今福東二丁目 7 番26号 泰平ビル203号室 ③平成26年 3月 1 日 ④訪問介護
- ①株式会社えむあんどけい ②えがおケアステーション 大阪市大正区三軒家西二丁目19番 5 号 ③平成26年 3月 1 日 ④訪問介護
- ①社会福祉法人つむぎ福祉会 ②居宅支援センターコットン 大阪市東住吉区西今川二丁目11番20号 ③平成26年 3月 1 日 ④訪問介護
- ①株式会社亀鶴 ②きかく訪問看護ステーション 大阪市天王寺区松ヶ鼻町11番 8 号 メゾン松ヶ鼻403 ③平成26年 3月 1 日 ④訪問看護・居宅療養管理指導

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第484号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定による指定居宅サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類
- ①財団法人成研会 ②訪問介護事業所金と銀 大阪市北区菅栄町 5 番25号 ③平成26年 2月20日 ④訪問介護
- ①株式会社ベルデ・コア ②デイサービスビッグパパ 大阪市東住吉区北田辺 1 丁目 3 番 7 号 ハイツムラタ美章園 1 階 ③平成26年 2月 8 日 ④通所介護
- ①エイトレント株式会社 ②エイトレント株式会社 大阪市中央区南本町四丁目 2 番10号 本町永和ビル ③平成26年 2月28日 ④福祉用具貸与
- ①有限会社日本文化振興協会 ②グリーンホームヘルパーステーション・あびこ 大阪市住吉区我孫子東二丁目 1 番12号 コーポみなみの 2-A 号

③平成26年 2月28日 ④訪問介護

①株式会社アップルスタッフサービス ②株式会社アップルスタッフサービス
アップルケアセンター 大阪市住之江区中加賀屋二丁目11番4号 ③平成26年
2月28日 ④訪問介護

①有限会社愛ケアネット ②愛ケアネット城東 大阪市城東区今福東二丁目7
番26号 第一泰平ビル205号 ③平成26年 2月28日 ④訪問介護

①有限会社ハートケアセンター ②有限会社ハートケアセンター 大阪市住吉
区长居東四丁目12番9号 シャトー長居203号 ③平成26年 2月28日 ④訪問
介護

①株式会社安心生活研究所 ②あんしんデイサービス「天王寺」 大阪市天王
寺区味原町13番11号ー2 ③平成26年 2月28日 ④通所介護

①株式会社楽えん ②ケアショップつばさ 大阪市北区天神橋三丁目1番28号
第三グラントビル302号 ③平成26年 2月28日 ④福祉用具貸与・特定福祉用
具販売

①株式会社カズコーポレーション ②カズコーポレーション 大阪市西成区岸
里二丁目3番3号 第2大塩ビル201号 ③平成26年 2月28日 ④福祉用具貸
与・特定福祉用具販売

(福祉局高齢者施策部介護保険課)



大阪市告示第485号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定
地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規
定により告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種
類

①株式会社ノースビレッジコーポレーション ②小規模多機能沙羅の樹 大阪
市都島区毛馬町五丁目19番26号 ③平成26年 3月1日 ④小規模多機能型居宅
介護

①株式会社ノースビレッジコーポレーション ②グループホーム沙羅の樹 大
阪市都島区毛馬町五丁目19番26号 ③平成26年 3月1日 ④認知症対応型共同
生活介護

①メディカル・ケア・サービス株式会社 ②愛の家小規模多機能型居宅介護大
阪城東中央 大阪市城東区中央二丁目8番12号 ③平成26年 3月1日 ④小規
模多機能型居宅介護

①メディカル・ケア・サービス株式会社 ②愛の家グループホーム大阪城東中
央 大阪市城東区中央二丁目8番12号 ③平成26年 3月1日 ④認知症対応型

共同生活介護

- ①社会福祉法人関西中央福社会 ②だんけ小規模多機能センター 大阪市淀川区木川東三丁目10番11号 ③平成26年 3月 1日 ④小規模多機能型居宅介護
①株式会社のどか ②グループホームのどか蒲生 大阪市城東区蒲生三丁目1番10号 ③平成26年 3月 1日 ④認知症対応型共同生活介護
①有限会社A X I S ②ホームヘルプサービスみどり 24 大阪市東淀川区相川一丁目7番17号エルディ相川3階 ③平成26年 3月 1日 ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第486号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社ケアプランセンターあんしん倶楽部 ②ケアプランセンターたいしょう倶楽部 大阪府大阪市大正区三軒家西二丁目13番17号 ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援

①特定非営利活動法人翔夢 ②ふれあいの翔 大阪市平野区長吉長原二丁目12番5号 ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援

①恵ケアプランセンター合同会社 ②恵ケアプランセンター 大阪市住吉区長居三丁目9番1号 銀河マンション1階101号 ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援

①スギメディカル株式会社 ②スギケアプランセンター昭和町 大阪市阿倍野区阪南町一丁目50番16号 月岡ビル2階 ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援

①株式会社ケアライフ ②ケアプランセンターケアライフ 大阪市東住吉区鷹合三丁目15番9号 ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援

①社会福祉法人共和福社会 ②ケアプランセンター万寿苑 大阪市平野区加美東四丁目18番23号 ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援

①医療法人気象会 ②ケアプランセンター国見館城東 大阪市城東区鳴野西二丁目2番5号 ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援

①株式会社オアシスライフ ②介護サービスセンターかがやき 大阪市住之江区新北島二丁目1番1号 オアシスコート新北島1F ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援

- ①株式会社亀鶴 ②きかくケアプランセンター 大阪市天王寺区松ヶ鼻町11番
8号 メゾン松ヶ鼻403 ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援
- ①株式会社明里 ②あかりライフサポート 大阪市東住吉区杭全七丁目 8番31
号105号室 ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援
- ①株式会社アシスト靱 ②ケアプランセンターアシストゆぎ 大阪市東住吉区
山坂二丁目10番 5号 ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援
- ①日本福祉サービス株式会社 ②ケアプランセンター日本福祉サービス 大阪
市淀川区西宮原一丁目 8番33号 日宝新大阪第 2ビル 2階 7号 ③平成26年 3
月 1日 ④居宅介護支援
- ①社会福祉法人つむぎ福祉会 ②サポートセンターコットン 大阪市東住吉区
西今川二丁目11番20号 ③平成26年 3月 1日 ④居宅介護支援
- (福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第487号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定による指定居宅介
護支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第85条の規定により
告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

- ①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種
類
- ①有限会社エンパワーケアプラン研究所 ②有限会社エンパワーケアプラン研
究所 大阪市東淀川区東淡路一丁目 5番 2-1030号 ③平成26年 2月28日 ④
居宅介護支援
- ①有限会社サランヘルパーセンター ②クラウド 大阪市東成区東中本一丁目
16番13号 ナカノビル201 ③平成26年 2月28日 ④居宅介護支援
- ①株式会社V i v i d - L i f e ②ヴィヴィッドライフ 大阪市城東区永田
四丁目 3番 3-101号 ③平成26年 2月28日 ④居宅介護支援
- ①株式会社さくらの杜 ②ケアプラン桜の杜 大阪市天王寺区南河堀町 9番43
号 天王寺北口ビルディング504号室 ③平成26年 2月14日 ④居宅介護支援
- ①特定非営利活動法人ジョイフルさつき ②ケアプランサービスさつき 大阪
市西成区鶴見橋二丁目 8番 1号 ③平成26年 2月21日 ④居宅介護支援
- ①株式会社C R A N E F I E L D ②ケアサービス伊奈里 大阪市天王寺区
真法院町 2番 6号 メゾン真法院 1階 ③平成26年 2月22日 ④居宅介護支援
- ①株式会社夢空間 ②ケアプランセンター夢計画 大阪市住之江区御崎六丁目
1番 3号 タカラビル 2階 ③平成26年 2月28日 ④居宅介護支援
- ①株式会社楽えん ②ケアプランセンターもず 大阪市北区天神橋三丁目 1番
28号 第三グランドビル302号 ③平成26年 2月28日 ④居宅介護支援

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第488号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社華 ②訪問介護華 大阪市東住吉区公園南矢田一丁目15番25号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防訪問介護

①合同会社隆明 ②リハビリデイサービスまごころ 大阪市生野区巽南一丁目1番9号 プレジデント楠T O 1号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防通所介護

①医療法人正正会 ②訪問看護ステーション「杏」 大阪市都島区東野田町三丁目13番9号 わけのビル1号館2階 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防訪問看護

①特定非営利活動法人翔夢 ②ふれあいの翔 大阪市平野区长吉長原二丁目12番5号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防訪問介護

①合同会社L U C I A ②訪問介護ルシア 大阪市旭区大宮一丁目14番18号 柳ビル201号室 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ツジモト ②ホームヘルプセンターあんたく 大阪市西成区花園北二丁目8番2号 和伸ビル101号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防訪問介護

①タスカルクラフト株式会社 ②タスカル介護サービス 大阪市生野区田島六丁目11番16号 マンションワールド206 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社あさひケア ②介護ステーションそえる 大阪市旭区高殿七丁目21番19号 サンスリーハイツ高殿1F ③平成26年 3月 1日 ④介護予防訪問介護

①後藤建設工業株式会社 ②ヘルパーステーションゆきうさぎ 大阪市東淀川区下新庄四丁目18番21-106号、109号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ジョン ②ジョン介護ステーション 大阪市住之江区南港中四丁目7番24-713号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防訪問介護

①社会医療法人愛仁会 ②ヘルパーステーションおかじま 大阪市大正区南恩加島五丁目4番1号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防訪問介護

①はつらつ大阪合同会社 ②介護のポン 大阪市西成区花園南一丁目10番2号

③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護

①医療法人菜の花会 ②菜の花訪問看護ステーション 大阪市生野区勝山北一丁目11番23号 サンヴィレジツジタ103号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問看護

①あさひ松栄株式会社 ②あさひ松栄株式会社 大阪府大阪市旭区高殿六丁目24番23号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社スマイル ②株式会社スマイル 大阪市西成区長橋三丁目2番7号A ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社オーケイ綿業 ②オーケイケアセンター 大阪市平野区加美東四丁目12番30号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護

①株式会社タスク ②ハートケアセンター 大阪市住吉区長居東四丁目12番9号 シャトー長居203号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護

①合同会社みんなのT ②訪問介護ステーションみんなのT 大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目13番19号 ハイッK&T302号室 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護

①ホームコール株式会社 ②ホームコールヘルパーステーション 大阪市中央区東平二丁目1番25号2F ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ビジネスラボラトリー ②株式会社ビジネスラボラトリー 大阪市北区中之島2丁目3番18号 中之島フェスティバルタワー16階 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ベシス ②ベシス 大阪市西成区玉出西一丁目19番15号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護

①株式会社dotSMILE ②スマイル介護機器サービス 大阪市中央区本町橋6番21号 シャンボール内本町611号室 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社アスコン ②いこいの森 大阪市西成区岸里二丁目3番3号 大塩ビル203 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社マインドチェンジ ②成介護センター 大阪市城東区今福東一丁目8番31号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護

①メディカルフィットネスジャパン株式会社 ②楽リハデイサービスセンター 駒川 大阪市東住吉区駒川四丁目3番7号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防通所介護

①株式会社村上 ②丸紅ケアサービス 大阪市西成区太子一丁目3番21号 村上ビル2F ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①合同会社英明会 ②デイサービスパティナー 大阪市生野区鶴橋五丁目21番19号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防通所介護

- ①株式会社オルソグループ ②デイサービスひろゴンの部屋 大阪市住之江区
中加賀屋三丁目12番22号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社オルソグループ ②デイサービスひろゴンランド 大阪市西成区岸
里東一丁目 4 番 8 号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防通所介護
- ①特定非営利活動法人江口の里 ②ヘルパーステーションほのぼの苑 大阪市
東淀川区小松五丁目 2 番 9 号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護
- ①医療法人気象会 ②訪問介護ステーション国見館城東 大阪市城東区鳴野西
二丁目 2 番 5 号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社OKサービス ②リンケージケアサービス 大阪市福島区海老江七
丁目14番 5 号 菊花マンション108号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問
介護
- ①株式会社レンタルYAMAMOTO ②レンタルYAMAMOTO 大阪市
淀川区西宮原二丁目 6 番16号 新大阪コーポビアネーズ1114号室
③平成26年 3月 1 日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- ①株式会社アクセスH. L ②ぽーといちおかデイサービス 大阪市港区市岡
元町一丁目 3 番10号 ハーバーライフ市岡 1 階 ③平成26年 3月 1 日 ④介護
予防通所介護
- ①株式会社オアシスライフ ②介護サービスセンターかがやき 大阪市住之江
区新北島二丁目 1 番 1 号 オアシスコート新北島 1 F ③平成26年 3月 1 日
④介護予防訪問介護
- ①有限会社幸心ライフ ②じゃすみんデイサービス 大阪市東住吉区矢田四丁
目15番 5 号 カーサマニエラ 1 階 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防通所介護
- ①有限会社PeaceHeart ②デイサービス多宝寿 大阪市天王寺区清
水谷町20番 7 号 ハイツヒルトンパートIV 1 階東号室 ③平成26年 3月 1 日
④介護予防通所介護
- ①株式会社フューチャープランニング ②デイサービスバク 大阪市浪速区大
国三丁目 9 番15号 1 F ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社ゆめゆめらいふ大阪 ②ゆめゆめらいふ海老江デイサービスセンタ
ー 大阪市福島区海老江五丁目 7 番 7 号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防通
所介護
- ①株式会社ほのぼの ②デイサービスほのぼのさん 大阪市東淀川区菅原六丁
目17番 9 号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防通所介護
- ①有限会社アットホームケアサービス ②デイサービスはるかぜ 大阪市生野
区中川四丁目11番12号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防通所介護
- ①社会福祉法人優心会 ②デイサービスセンターこうのとり 大阪市平野区長
吉川辺三丁目 2 番 3 号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社SOHGO PLANNING ②オレンジケア愛和 大阪市北区
大淀中四丁目 6 番16号 ダイキビル ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介
護
- ①株式会社アスピナル ②トウヨウ訪問介護ステーション 大阪市城東区今福

東二丁目 7 番26号 泰平ビル203号室 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問
介護

①株式会社えむあんどけい ②えがおケアステーション 大阪市大正区三軒家
西二丁目19番 5 号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護

①社会福祉法人つむぎ福祉会 ②居宅支援センターコットン 大阪市東住吉区
西今川二丁目11番20号 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問介護

①株式会社亀鶴 ②きかく訪問看護ステーション 大阪市天王寺区松ヶ鼻町11
番 8 号 メゾン松ヶ鼻403 ③平成26年 3月 1 日 ④介護予防訪問看護・介護
予防居宅療養管理指導

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第489号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定による指定介
護予防サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第115条の
10の規定により告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サー
ビスの種類

①財団法人成研会 ②訪問介護事業所金と銀 大阪市北区菅栄町 5 番25号 ③
平成26年 2月20日 ④介護予防訪問介護

①株式会社ベルデ・コア ②デイサービスビッグパパ 大阪市東住吉区北田辺
1 丁目 3 番 7 号 ハイツムラタ美章園 1 階 ③平成26年 2月 8 日 ④介護予防
通所介護

①有限会社日本文化振興協会 ②グリーンホームヘルパーステーション・あび
こ 大阪市住吉区我孫子東二丁目 1 番12号 コーポみなみの 2 - A 号
③平成26年 2月28日 ④介護予防訪問介護

①株式会社アップルスタッフサービス ②株式会社アップルスタッフサービス
アップルケアセンター 大阪市住之江区中加賀屋二丁目11番 4 号 ③平成26年
2月28日 ④介護予防訪問介護

①有限会社愛ケアネット ②愛ケアネット城東 大阪市城東区今福東二丁目 7
番26号 第一泰平ビル205号 ③平成26年 2月28日 ④介護予防訪問介護

①有限会社ハートケアセンター ②有限会社ハートケアセンター 大阪市住吉
区長居東四丁目12番 9 号 シャトー長居203号 ③平成26年 2月28日 ④介護
予防訪問介護

①株式会社安心生活研究所 ②あんしんデイサービス「天王寺」 大阪市天王
寺区味原町13番11号 - 2 ③平成26年 2月28日 ④介護予防通所介護

①株式会社楽えん ②ケアショップつばさ 大阪市北区天神橋三丁目 1 番28号

第三グラントビル302号 ③平成26年 2月28日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社カズコーポレーション ②カズコーポレーション 大阪市西成区岸里二丁目 3番 3号 第2大塩ビル201号 ③平成26年 2月28日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第490号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第54条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第115条の20の規定により告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社ノースビレッジコーポレーション ②小規模多機能沙羅の樹 大阪市都島区毛馬町五丁目19番26号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防小規模多機能型居宅介護

①株式会社ノースビレッジコーポレーション ②グループホーム沙羅の樹 大阪市都島区毛馬町五丁目19番26号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防認知症対応型共同生活介護

①メディカル・ケア・サービス株式会社 ②愛の家小規模多機能型居宅介護大阪城東中央 大阪市城東区中央二丁目 8番12号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防小規模多機能型居宅介護

①メディカル・ケア・サービス株式会社 ②愛の家グループホーム大阪城東中央 大阪市城東区中央二丁目 8番12号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防認知症対応型共同生活介護

①社会福祉法人関西中央福祉会 ②だんけ小規模多機能センター 大阪市淀川区木川東三丁目10番11号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防小規模多機能型居宅介護

①株式会社のどか ②グループホームのどか蒲生 大阪市城東区蒲生三丁目 1番10号 ③平成26年 3月 1日 ④介護予防認知症対応型共同生活介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第491号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、

健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく胃、大腸、肺がん検診の使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 委託期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

2 委託先

社会医療法人愛仁会 愛仁会総合健康センター

施設長 岡村 雅雄

（健康局健康推進部健康づくり課）

大阪市告示第492号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく乳がん検診及びB型・C型肝炎ウイルス検査の使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 委託期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

2 委託先

一般財団法人 大阪市環境保健協会

理事長 檜垣 洋次

（健康局健康推進部健康づくり課）

大阪市告示第493号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項に基づく鑑札交付の登録手数料並びに第5条第2項に基づく注射済票交付手数料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 委託期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

2 委託先

- (1) 公益社団法人大阪市獣医師会
会長 細井戸 大成
- (2) アリス動物病院
代表者 石川 裕子
- (3) 杉尾動物病院
代表者 杉尾 信三郎
- (4) ノース動物病院
代表者 北村 和夫
- (5) 特定非営利活動法人動物愛護団体ANGELS
理事長 林 俊彦
- (6) 城東みなみ動物病院
代表者 中野 弘貴
- (7) 有限会社大山動物病院
代表取締役 大山 純治
- (8) 有限会社有北
代表取締役 有北 真明
- (9) 株式会社シオ動物病院
代表取締役 塩川 貴稔
- (10) フレックス動物病院
代表者 會田 裕子
- (11) 磯部犬猫病院
代表者 磯部 弘
- (12) あびこ動物病院株式会社
代表取締役 佐藤 俊一
- (13) 株式会社オフィスピースワン
代表取締役 宮川 隆博
- (14) しろきた動物病院
代表者 谷本 喬
- (15) 川村獣医科
代表者 川村 幸治
- (16) かみつ動物病院
代表者 小林 周之
- (17) モモ動物病院
代表者 堀内 幸作
- (18) 株式会社大冬希
代表取締役 北井 正志
- (19) フジタコーポレーション株式会社
代表取締役 藤田 広己
- (20) 有限会社新歩一動物病院

- 代表取締役 新歩一 勝也
- (21) 上本町どうぶつ病院株式会社
代表取締役 中西 崇之
- (22) 株式会社アルファルファ
代表取締役 大谷 育子
- (23) アース動物病院
代表者 住谷 和宣
- (24) 株式会社アポロきしのさと動物病院
代表取締役 宗方 秀樹
- (25) 西長堀動物病院
代表者 三谷 秀和
- (26) マハナ動物病院
代表者 阪本 優子
- (27) 株式会社こてつ動物病院
代表取締役 櫻井 健博
- (28) 共進商事株式会社
代表取締役 細川 俊雄
- (29) 淀川中央動物病院
代表者 菅木 佑始

(健康局健康推進部生活衛生課)

大阪市告示第494号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、精神科一次救急診療における歳入の徴収の事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 委託期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

2 委託先

公益社団法人 大阪精神科診療所協会

会 長 堤 俊仁

(健康局健康推進部こころの健康センター)

大阪市告示第495号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条

例第14条の規定に基づき、平成26年度大阪市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

平成26年度 大阪市一般廃棄物処理実施計画

市民の衛生的で快適な生活環境を保持するため「廃棄物の適正処理」を推進するとともに、限りある天然資源の循環利用や地球環境の保全に寄与しうる「持続可能な循環型都市」の構築をめざし、市民・事業者とともに積極的なごみ減量リサイクルの取組を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき本計画を定める。

第1 ごみ等

1 計画地域

大阪市全域

2 計画期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

3 計画量

(1) ごみ (単位：t／年)

種別	計画量
家庭系ごみ（主として家庭から排出されるごみ）	444,733
事業系ごみ（主として事業活動に伴って排出されるごみ）	627,007
環境系ごみ（環境美化清掃により収集されるごみ）	6,604
総量	1,078,344

※ 事業者等による処理量は除く。

(2) 犬・猫等の死体 (単位：t／年)

種別	計画量
家庭で飼われていたペットの死体 及び道路上のへい死動物	115

4 処理主体

(1) ごみ

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市（直営・委託）	市（直営・委託）	市（委託）
事業系ごみ	市長が許可した業者・ 排出者自ら		
環境系ごみ	市（直営・委託）		

※ 排出者の意向により、市（直営）が事業活動に伴って排出されるごみを、また、市長が許可した業者（以下、「許可業者」という）が家庭から排出されるごみを収集運搬することがある。

※ 事業者等による処理を除く。

(2) 犬・猫等の死体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭で飼われていたペットの死体 及び道路上のへい死動物	市（直営）	市（委託）	市（委託）

※ 実験動物の死体等については、許可業者〔動物（実験動物及び犬等）の死体及び糞・マットに限定〕が収集運搬し、民間処理施設において処理する。

5 処理計画

(1) 発生抑制・再資源化計画等

① 3 Rの推進

ア 紙ごみ対策（資源化可能な古紙の分別収集）等の推進

(ア) 資源化可能な古紙等の分別収集

家庭から排出される古紙・衣類を対象とした分別収集を実施する。

(イ) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

事業所から排出される紙類をリサイクルルートに回す取組を促進する観点から、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止する。

イ 環境教育・普及啓発の推進

(ア) 環境教育の推進

A 小中一貫した内容で作成した副読本「おおさか環境科」を、小・中学校の授業の中で活用するとともに、NPOや企業と連携し、ごみ減量、生物多様性、地球温暖化、都市環境保全など実践的・根幹的な環境教育を進める。また、ごみ収集にかかる体験学習を実施する等、ごみの減量・3 R、環境についての意識啓発に努める。

B 小学生を対象に環境問題についての作文・絵画を募集し、優秀作品については表彰を行う。

C 焼却工場等の施設において、学校、振興町会、各種団体等の施設見学を積極的に受入れるとともに、焼却工場見学コースの一般開放なども行い、ごみ処理事業やごみ減量の取組への理解と協力が得られるよう努める。

D 地域における環境学習を推進するため、市職員や専門知識のある講師による学習会などを開催し、「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努める。

(イ) 普及啓発の推進

A 地域におけるごみ減量・3 Rを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下、「ごみゼロリーダー」という）と環境事業センターの連携のもと、「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発やガレージセール企画・開催等を通じてごみ減量・3 Rの取組を推

進する。

B 環境事業センターが主体となり、分別説明会の開催や地域イベントでの普及啓発を行うなど、地域の状況に即したごみ減量の働きかけを実施する。

C 市民・事業者が多数来場する区役所等の公共施設に「ごみ減量・3R啓発相談コーナー」を設け、ごみ減量・3Rに関する啓発を行う。

D 広報媒体（ビデオ・DVD等）の貸し出しや印刷媒体（ごみの出し方のパンフレット等）の配布、ごみ収集車両広報板の活用等を通じ、「ごみ・環境問題」等についての意識啓発に努める。また、ホームページを活用した情報発信や普及啓発の充実に努める。

E ごみ減量に関する講演会や見学会の開催、「レジ袋削減協定」の締結等により、市民・事業者・NPOと連携したごみ減量・3Rの取組を推進する。

F 10月を「ごみ減量強化月間」と設定するほか、区民まつり等の場を通じて、広く市民にごみ減量・3Rへの理解と協力を求める普及啓発を実施する。

ウ 焼却工場搬入ごみの適正化

(7) 焼却工場に搬入される産業廃棄物は適正処理ルートへの誘導を図る。

(4) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止（再掲）

エ 排出状況の調査

「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の進捗状況等を検証するため、ごみ組成や排出状況等の基礎調査を実施する。

オ 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置

「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する指導及び確認等を行う。

カ 大阪市役所におけるごみ減量の推進

大阪市は事業者でもあり、その関連施設において、より一層ごみ減量を推進するとともに、資源化可能物のリサイクルに努める。

キ 「食品リサイクル法」の普及啓発

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の趣旨や内容の普及啓発に努め、食品関連事業者の自主的・主体的な取組を促す。

なお、魚あらについては大阪府魚腸骨処理対策協議会を通じ、民間施設で資源化に努める。

ク 事業者団体等との連携等

事業者には製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみの減量

・リサイクルと、再使用・再生利用しやすい製品づくりを促すとともに、事業者団体等との連携に努める。

また、全国都市清掃会議等を通じ、国に対し「拡大生産者責任」の確立を求める。

② 市民・事業者との連携の推進

ア 家庭系ごみの減量等推進

(ア) 古紙・衣類の分別収集（再掲）

(イ) ごみゼロリーダーとの連携（再掲）

(ウ) 環境事業センターにおける取組（再掲）

なお、マタニティウェア・ベビー服・子ども服は、環境事業センターでの受付回収のほかに電話申込みにより職員がご家庭まで引き取りに伺う。 【回収量：20 t】

(エ) ごみ減量に関する講演会や見学会の開催、「レジ袋削減協定」の締結（再掲）

(オ) 資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類の分別収集を実施するとともに、分別ルール of 徹底を図る。

資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類の収集日に、対象品目以外のものが混入されたごみ袋等が排出されている場合や、普通ごみの収集日に、分別収集対象品目が混入されたごみ袋が排出されているなど分別ルールが守られていない場合は、日時や収集できない理由等を記入した「啓発シール」をごみ袋等に貼付し、残置（ごみを収集せず、分別の上でそれぞれの次回のごみ収集日に排出していただく等を求める対応）や適正な排出方法の啓発等を個別に実施する。

(カ) 許可業者が収集しているアパート・マンションについても、資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類の分別排出の徹底に向けて、分別排出が徹底されていないごみ（普通ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類）については収集しないよう許可業者に指導を行うとともに、分別排出が徹底されていないアパート・マンションの所有者・管理者及び居住者に対する啓発・指導等を行う。

なお、ごみ袋での排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定する。

(キ) 資源集団回収活動団体への支援を実施するなど、資源集団回収活動の活性化を図り、紙ごみ等のリサイクルを更に推進する。また、資源集団回収活動に功績のあった団体の表彰を実施する。

【回収量：42, 200 t】

(ク) 市民が排出する紙パック、使用済み乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・使用済小型家電について拠点での回収を実施する。

また、回収場所についてリサイクルマップをホームページに掲載し、情報提供に努める。 【回収量：103 t】

- (ケ) 一人暮らしのおとしよりやおとしよりの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に、ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）を実施する。

なお、ふれあい収集の際には、声をかけさせていただき、返事がない、ごみが出されていないという場合には、ご希望により環境事業センターから、あらかじめ登録いただいた連絡先に通報するサービスも実施する。

- (コ) ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール（事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する）を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど、日常業務の中で市民の安全確保に向けた取組を実施する。

イ 事業系ごみの減量等推進

- (ア) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止（再掲）

- (イ) 市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物（特定建築物）の所有者や管理者に対し「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付けるとともに、立入調査の実施や講習会の開催等を行う。

また、廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に「ごみ減量優良標」を贈呈するとともに、一定期間継続して贈呈された特定建築物を対象に表彰（市長表彰・環境局長表彰）を実施する。

- (ウ) 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進の取組を図るため、排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理を求めるとともに、水際での対策として焼却工場における展開検査を実施し、搬入不適物が発見されれば収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じてごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。

- (エ) ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努める。

また、業種ごとの具体的なごみ減量の取組方法とその普及啓発について検討する。

- (オ) 袋により排出される事業系ごみについては、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定する。

- (カ) ごみ減量に関する講演会の開催、「レジ袋削減協定」の締結（再掲）

(キ) 本市関連施設におけるごみ減量の推進（再掲）

ウ まちの美化推進

(ア) 市内主要ターミナルや繁華街等で指定している「ノーポイモデルゾーン」内本市指定エリアで定期的に清掃や美化啓発活動をする「まち美化パートナー」に支援を行う。

また、市内各地域で実施されている清掃ボランティア活動に対し、清掃用具の交付や表彰の実施等で、ボランティア団体の定着と活性化を図るとともに、新たな担い手を発掘し、清掃ボランティアの新規拡充を図るため、まち美化パートナー制度や清掃用具交付制度の周知等を行い、広く市民・事業者へ清掃活動への協力を要請する。

(イ) 市民・事業者・行政の連携によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清掃するイベントとして「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を実施し、まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者へ清掃活動への協力を要請する。

(ウ) 幹線道路の車道や植樹帯、ターミナル等の散乱ごみの清掃を計画的に実施する。

また、街頭ごみ容器について、配置の適正化を図りながら維持管理を行うとともに、不法投棄ごみを迅速に処理する。

ごみの不法投棄を未然に防止するため、パトロールの実施、不法投棄防止看板の設置、地元市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、市民のモラル向上を喚起するため、広報活動を行う。また、土地管理者に対し管理義務を履行するよう指導する。あいりん地域における特に不法投棄が多発する場所を対象に、人感センサー付照明灯や監視カメラを設置し、環境改善に取り組む。

(エ) 快適な水環境を維持するため、市管理河川等の水面清掃を行う。

エ 路上喫煙対策

路上喫煙を防止し、喫煙マナー・モラルの向上を図るため、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例（路上喫煙防止条例）」に基づき、市長が指定する「路上喫煙禁止地区」において、違反者から過料（1,000円）を徴収するとともに、市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」事業を実施する。また、新たな「路上喫煙禁止地区」を指定するなど、区と連携して路上喫煙対策を推進する。

オ 「ごみ屋敷」対策

近年社会問題となっている「ごみ屋敷」対策について、平成26年3月に施行された「大阪市住居における物品等の堆積物による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携の上、物品等の堆積により不良な状態となっている建物

等や居住者に対して調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを推進する。

③ ごみ処理事業の経営形態の見直し

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で市町村に定められたごみの処理責任を果たしつつ、一層のコスト削減と効率化を図ることをめざして、大阪市が直営で実施しているごみ収集輸送事業の民間化及びごみ焼却処理事業の一部事務組合化などによる経営形態の見直しの取組を進める。

④ 適正処理の推進

ごみを適正に処理処分するための安全かつ安定した処理処分体制の維持と、環境負荷の低減に努める。

⑤ 環境への配慮

ア ごみ減量・リサイクルの推進、廃棄物処理事業の実施にあたっては、環境に十分配慮し、温室効果ガスの排出削減に努める。

イ 構築済みの環境マネジメントシステムを適正に運用する。

ウ 焼却余熱による発電など、エネルギーの有効利用に努める。

エ ごみ収集車両にエコカーを使用する等、低公害化に努める。

⑥ 調査・研究

生ごみのリサイクルや有効利用を促進するため、下水処理場の既設の消化槽に生ごみを投入してメタンを主成分とするバイオガスを発生させる実験の結果をもとに、経済性等の課題について整理、検討を行う。

(2) 収集運搬計画

① 収集量及び収集運搬方法等

ア ごみ

(単位：t／年)

種別		収集主体	収集回数	収集量	搬入先
家庭系ごみ	普通ごみ 注1	市（直営）	週2回	358,218 (2,813)	市の焼却工場
	資源ごみ		週1回	25,100	市の中継地
	容器包装 プラスチック			21,200	市の中継施設
	古紙・衣類		月2回 注4	28,153	民間資源化施設
	粗大ごみ	市（委託）	申込みの 都度	11,939	市の破砕設備又は市の 焼却工場
	紙パック・乾電池・蛍光灯 管・水銀体温計・インクカ ートリッジ・マタニティウ	市（直営）	随時 (拠点回収)	123	民間資源化施設

	エア・ベビー服・子ども服 ・使用済小型家電				
小計 (A)				444,733	
事業系ごみ	業者ごみ	許可業者	許可業者 との契約 による	613,957	市の焼却工場又は市の 破砕設備
	資源ごみ 注2			1,079	市の焼却工場内のコン テナ又は市 の中継地
	容器包装 プラスチック 注2			21	市の焼却工場内のコン テナ又は市 の中継施設
	持込ごみ	排出者	排出者が自 ら持ち込む	11,950	市の焼却工場又は市の 破砕設備
小計 (B)				627,007	
環境系ごみ	道路清掃ごみ	市（委託又は直営）	一定の計画 に基づき 実施	1,650	市の焼却工場又は市の 破砕設備
	不法投棄ごみ 注3	市（直営）	必要に応じ て実施	4,822	
	河川清掃ごみ	市（委託）	一定の計画 に基づき 実施	132	
小計 (C)				6,604	
計 〔総収集量（A+B+C）〕				1,078,344	

注1：街頭容器ごみを含む。（ ）は、管路輸送によるごみ量で内数。

注2：許可業者が収集運搬するアパート・マンションから排出される資源ごみ・容器包装プラスチックを示す。

注3：市民協力によるボランティア清掃ごみを含む。

注4：平成26年度中に一部地域において、週1回収集をテスト実施。

イ 犬・猫等の死体

(単位：t/年)

種別	収集主体	回数	収集量	搬入先
家庭で飼われていたペットの	市（直営）	申込み又は	115	民間処理

死体及び道路上のへい死動物

通報の都度

施設

② 市が計画収集するごみ及び排出方法等

ア ごみを出すときは、次によること。

(ア) 市の定める収集日・分別区分・排出方法等に基づき排出すること。

(イ) 定められた収集日の午前9時までに排出すること。

(ウ) ごみ袋での排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」を使用すること。

(エ) ごみ袋は、片手で持ち上げられる程度の重さにして、口をしっ
かり閉じること。

イ 普通ごみ

台所ごみ、せともの等のほか、最大の辺又は径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもので、分別収集対象品目以外のごみとする。

〔排出するときの注意〕

(ア) 台所ごみは水分をよく切ること。

(イ) 食用油は、紙又は布類にしみ込ませるか、固めてから排出すること。

(ウ) 竹串・ガラスの破片・カミソリの刃などは、厚紙などに包んでから袋に入れ、袋に「キケン」と表示して排出すること。

(エ) マッチ・花火・ライターなどは、使い切り、火の気のあるものは完全に消してから排出すること。

(オ) スプレー缶・カセットボンベなどは、使い切り、火の気のない風通しのよい場所で穴をあけてから排出すること。

(カ) 紙おむつなどは、汚物を取り除き、臭気が漏れないようにポリ袋に入れてから、ごみ袋に入れて排出すること。

(キ) 乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・マタニティウェア・ベビー服・子ども服・インクカートリッジ・使用済小型家電は、できる限り拠点回収に排出すること。

(ク) 引越しに伴うごみや大掃除などで一時的に多量に出るごみは、「粗大ごみ」として排出すること。

ウ 分別収集対象品目

(ア) 資源ごみ

〔対象品目〕

A 空き缶：飲料水・食料品・日用品などの金属製の空き缶で一斗缶以下の大きさのもの。ただし、スプレー缶・カセットボンベ・有害な薬品や塗料の入った缶を除く。

B 空きびん：飲料水・食料品・日用品などのガラス製の空きびんで、一升びん以下の大きさのもの。ただし、化粧品のびん

・有害な薬品や塗料の入ったびんを除く。

C ペットボトル：しょうゆ・飲料用・酒類などのペットボトルでラベルなどの部分に  の表示があるもの。

D 金属製の生活用品：なべ・灰皿・アルミ箔などの金属製の生活用品で直径又は最大の辺が30cm以下の大きさのもの。棒状のものは1m以下のもの。ただし、ホーロー製品・包丁やはさみ、千枚通し等の鋭利なもの・鉄線や銅線など線状のもの・家電製品は除く。

〔排出するときの注意〕

A 空き缶・空きびん・ペットボトルは、中身を出して、さっと水洗いしてから排出すること。

B 空きびん・ペットボトルについているキャップは、外して排出すること。外したキャップは、プラスチック製のものは容器包装プラスチックに、金属製のものは資源ごみに排出すること。

C ペットボトルのラベルは、外して排出すること。外したラベルは、容器包装プラスチックに排出すること。

D 空き缶・ペットボトルは、できるだけつぶして排出すること。

E 対象品目は、まとめて一つのごみ袋に入れて排出すること。

F 対象品目以外のものを混入させないこと。

(4) 容器包装プラスチック

〔対象品目〕

商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器や包装で、その商品を取り出したり使ったりして中身の商品と分離した後、不要となるもの。ただし、ペットボトルを除く。なお、容器包装プラスチックには  マークが表示されている。

〔対象品目の例〕

ボトル・カップ・パック類、袋・ラップ・トレイ（皿型容器）類、チューブ類などのプラスチック製の容器や包装。

〔排出するときの注意〕

A 中身を使い切って、汚れのついたものはさっと水洗いしてから排出すること。

B 中身や汚れが取れないものは、「普通ごみ」に排出すること。

C ボトル類やチューブ類のキャップやふたは、外してから一緒に排出すること。

D 容器包装プラスチックに貼ってある紙製のラベルやシールは、簡単に取れるものは取ってから排出すること。簡単に取れないものはそのまま排出すること。

E 対象品目以外のものを混入させないこと。

F 飲料パックのストローや、弁当のスプーン、洗剤の計量スプ

ーンなど、商品の付属品であるプラスチック製品は、「普通ごみ」に排出すること。

G ボールペンや、歯ブラシ、洗面器など、商品そのものであるプラスチック製品は、「普通ごみ」に排出すること。

(ウ) 古紙・衣類

〔対象品目と排出方法〕

A 新聞・折込チラシ

片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、ひもで束ねて排出すること。

または、新聞販売店で配布されている透明もしくは半透明の新聞回収袋で排出すること。

B 段ボール

粘着テープ・カーボン紙（宅配伝票等）をはがし、折りたたんで10枚程度までをひもで束ねて排出すること。簡単に取れない金属製の留め具はそのまま排出すること。

ただし、アルミコーティングやワックス加工された段ボールは除く。

C 紙パック

 マークのあるものを、水洗いして、切り開き、乾燥させてから、ひもで束ねるか、ごみ袋に入れて排出すること。ただし、内側がアルミコーティングされた紙パックは除く。なお、拠点回収に排出することもできる。

D 雑誌

週刊誌・専門誌・漫画本・単行本・カタログ・教科書・パンフレット・辞典などで、付録やビニール製・布製の表紙など紙以外の部分を取り除き、片手で持ち上げられる程度の量までを、ひもで束ねて排出すること。雑誌をとじている留め具はそのまま排出すること。

E その他の紙

紙箱・紙袋・包装紙・ダイレクトメール・コピー用紙・メモ用紙・封筒・はがきなどを、ひもで束ねるか、ごみ袋に入れて排出すること。シュレッダーした紙はごみ袋に入れて排出すること。ただし、製紙原料として再生できない次の対象外のものは除く。

【対象外のもの】

- (A) 油や食べ物の残りかすが付着した紙
- (B) 紙おむつ
- (C) ティッシュペーパー等の衛生紙
- (D) 防水加工された紙
- (E) においのついた紙（洗剤や線香の紙箱、石鹼の包装紙な

ど)

- (F) 圧着はがき
- (G) 写真、写真プリント用紙
- (H) カーボン紙、ノンカーボン紙（宅配伝票など）
- (I) 感熱紙（ファックス用紙、レシートなど）
- (J) 銀紙
- (K) 捺染紙（アイロンプリント紙など）
- (L) 感熱発泡紙（点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙）

F 衣類

ジャケット・シャツ・ズボン・セーター・スカート・ジーンズ・コートなどを、洗濯し、乾かしてから袋に入れ、雨などで衣類がぬれないよう袋の口をしっかりと閉じて排出すること。ただし、次の衣類を除く。

【対象外のもの】

- (A) 作業服
- (B) 革製衣類
- (C) ビニール製のもの
- (D) ダウンジャケット
- (E) 綿（わた）入りのもの
- (F) 衣類以外のもの（タオル・シーツ・カーテンなど）

〔排出するときの注意〕

- A 対象品目以外のものを混入させないこと。
- B 引越しに伴うごみや大掃除などで一時的に多量に出る古紙は、「粗大ごみ」では収集しないことから、再生資源事業者に収集を依頼すること。
- C 対象外のものは「普通ごみ」に排出すること。また、汚れたものについては、品目に関わらず対象外のため「普通ごみ」に排出すること。

(エ) 粗大ごみ

家庭の日常生活から排出されるごみで、最大の辺又は径が30cmを超えるものあるいは棒状で1 mを超えるもの、また、家庭の引越しや大掃除等で一時的に大量に出されるごみとする。

〔排出方法〕

- A 排出にあたっては、粗大ごみ収集受付センター（以下「受付センター」という。）等に申し込み、品目ごとに必要な粗大ごみ処理手数料、受付番号、収集日、排出場所を確認すること。
- B 受付センターで確認した粗大ごみ処理手数料を、粗大ごみ処理手数料券（以下「手数料券」という。）の取扱店で納付し、

手数料券の交付を受けること。

C 手数料券（シールになっている）に受付番号又は氏名を記入し、1品目ごとによく見えるところに貼り付けること。

D 受付センターが指定した収集日の午前9時までに、受付センターが指定した場所に排出すること。

E 収集が終わるまで、手数料券の「購入者控（領収書）」を保管すること。

〔排出するときの注意〕

A 寝具類等は、かさばらないようにひも等でくくって排出すること。

B 石油ストーブは、灯油と電池を抜き取ってから排出すること。

C 受付センターから指示がある品目は、あらかじめ解体してから排出すること。

D パーソナルコンピュータ（ディスプレイを含む）は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、できる限り製造メーカー等に引渡すよう努めること。

【対象外のもの】

A 事業活動に伴って排出される粗大ごみ

B 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定めるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の法対象品目

〔収集主体について〕

平成26年4月から、中央区、浪速区、東成区、生野区、阿倍野区、西成区、平野区において収集運搬業務の民間委託を開始することで、全市において市（委託）により実施することになる。

エ ごみの管路輸送（空気輸送）

所定の方法による。

オ 拠点回収により市が随時収集するもの

次のものを回収する拠点を公共施設等に設置し、回収を行う。

(ア) 紙パック

「紙パック回収受付要綱」に規定される受付対象紙パックとする。

(イ) 乾電池

アルカリ・マンガンの筒型乾電池とする。ボタン電池・充電式電池は除く。

(ウ) 蛍光灯管・水銀体温計

直管蛍光灯・曲管蛍光灯・ボール型蛍光灯・水銀体温計とす

る。電球・グロー球・LED電球・デジタル体温計は除く。破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等に包んで排出する。

(エ) インクカートリッジ

家庭用インクジェットプリンター用のインクカートリッジとする。

(オ) マタニティウェア・ベビー服・子ども服

洗濯をして乾かしたものとする。傷みや汚れによりリユースに向かないものは除く。

(カ) 使用済小型家電

回収ボックスの投入口（15cm×30cm）に入る使用済小型家電とする。

カ 排出禁止物

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第18条第1項に定める一般廃棄物

区分	品目の例示
有害性のある物	硫酸・硝酸等の劇薬、殺虫剤・消毒薬等の農薬、水銀等
危険性のある物	ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー、穴の開いていないスプレー缶、鋭利な物等
引火性のある物	ガソリン、灯油、シンナー、廃油、油性塗料等及びそれらの残留した容器類、花火、金属粉、マッチ及びライター等
著しく悪臭を発する物	動物・魚等の残渣物、ふん尿等
特別管理一般廃棄物	エアコン・テレビ及び電子レンジに含まれるPCB使用部品、感染性廃棄物等
その他本市が行う処理を著しく困難にし、又は本市の処理施設の機能に支障が生ずる物	オートバイ、ミニバイク、金庫（手提げ金庫を除く）、ピアノ、自動車用タイヤ等

③ 許可業者による収集運搬

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定により市長が許可した「一般廃棄物収集運搬業許可業者」は、事業系一般廃棄物の収集運搬並びに一部の家庭系ごみの収集運搬を行う。

④ ごみの排出者自らによる処理施設への搬入

ア 搬入方法

ごみの排出者自ら本市処理施設にごみを持ち込む場合は、持ち込みを希望する日の前日までに、当該ごみを排出する場所の区を担当する処理施設に持ち込みの予約を行ったうえで、「廃棄物自己搬入事務取

扱要項」及び「本市処理施設の受入基準」の定めに従って搬入を行う。

なお、破碎対象物については、舞洲工場破碎設備に搬入を行う。

〔搬入するときの注意〕

(ア) 持ち込みは1日1回1台（4トン車までに限る）とし、ダンプ車以外の車両で持ち込む場合は、二人以上で持ち込むこと。また、ごみの飛散・落下防止のため、シートをかぶせるなどして持ち込むこと。

(イ) 此花区及び福島区以外の区から舞洲工場破碎設備へ搬入する際は、阪神高速道路湾岸線を通行すること。

(ウ) 舞洲工場破碎設備へ持ち込む場合は、可燃性ごみと不燃性ごみは分別して、別々の日に持ち込むこと。（混載して一度に持ち込むことはできない。）

イ ごみの発生区ごとの搬入処理施設及び受入時間

ごみの種別	ごみの発生区	施設名称	受入時間
焼却対象物	大正区・浪速区・住之江区・ 住吉区・西成区	住之江工場	9時～11時 13時～15時
	中央区・東成区・城東区・鶴見区	鶴見工場	
	北区・西区・港区・西淀川区	西淀工場	
	（他工場の状況により持ち込みを指定する場合がある）	八尾工場	
	福島区・此花区	舞洲工場	
	天王寺区・生野区・ 阿倍野区・東住吉区・平野区	平野工場	
	都島区・淀川区・東淀川区・旭区	東淀工場	
破碎対象物	全ての区	舞洲工場破碎設備	

⑤ 環境美化清掃

ア 道路清掃

(ア) 主要幹線道路の車道は、汚れ度合により、市（委託）が路面清掃車等による機械清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃距離
御堂筋本線	週2回	4km
主要幹線道路	週1回	93km
	1回／2週	488km
	月1回	54km
合計		639km

(イ) 歩道植樹帯及び分離帯は、市（委託）が除草し清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃範囲
歩道植樹帯等	年12回	435,700㎡
分離帯	年12回	189,100㎡
合計		624,800㎡

(ウ) 歩道橋及び橋の歩道等の市民協力の困難な場所は、市（直営）が手掃きによる清掃を行う。

(エ) 散乱ごみは、市（直営）が環境整備業務の一環としてパトロールを行いながら、随時清掃を実施し、収集する。

イ 街頭容器ごみの収集

市が必要と認める場所に街頭ごみ容器を設置、市（直営）がこれらを維持管理し、収集する。

ウ 不法投棄ごみの収集

市（直営）が市内を巡回し、不法投棄ごみを発見次第収集処理するとともに、市民のボランティア清掃により集められたごみを収集する。

エ 河川の水面清掃

市管理河川等を対象に、市（委託）により水面に浮遊するごみを収集する。

⑥ 犬・猫等の死体の収集

家庭で飼われていたペットの死体については市民からの電話申し込みの都度、また、道路上のへい死動物については通報の都度、それぞれ市（直営）が収集する。

(3) 中間処理計画

① 焼却処理

3 Rを推進した上で、なおかつ排出されるごみについて、可燃性ごみは市（直営）が全量焼却し、粗大ごみ等は破碎処理後、金属回収を行うとともに、残渣については市（直営）が焼却処理する。

資源ごみ及び容器包装プラスチックについては、選別・異物除去等を経て資源化を行い、残渣については市（直営）が焼却処理する。

また、犬・猫等の死体は、民間施設において市（委託）が焼却処理する。

なお、八尾市の区域内で生じる可燃性ごみについては、「大阪市・八尾市ごみ共同焼却処理に関する覚書」に基づき、八尾工場で市（直営）が焼却処理する。

② 資源化

ア 破碎設備

粗大ごみ等は、市（直営）が破碎処理後、金属を回収し資源化を行う。

イ 資源ごみ中継地

(7) 資源ごみ中継地に搬入した資源ごみを、民間選別施設にて選別、

圧縮・減容し、再資源化事業者に引き渡すことにより資源化を行う。

- (イ) 許可業者が収集するアパート・マンションから排出された資源ごみについては、焼却工場に設置したコンテナ等に搬入し、再資源化事業者へ資源化を委託する。

ウ 容器包装プラスチック中継施設

- (ア) 容器包装プラスチック中継施設に搬入した容器包装プラスチックを、民間施設にて異物除去を行った上で圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すことにより資源化を行う。
- (イ) 許可業者が収集するアパート・マンションから排出された容器包装プラスチックについては、焼却工場に設置したコンテナ等に搬入し、再資源化事業者へ資源化を委託する。

エ 民間再資源化施設

古紙・衣類は、収集したものを直接、再資源化事業者に引き渡すことにより資源化を行う。

拠点回収により回収した紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計及び回収したマタニティウェア・ベビー服・子ども服のうちリユースに向かないものについては、再資源化事業者に引渡すことにより資源化を行う。

インクカートリッジは、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に引渡すことにより資源化を行う。

使用済小型家電は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく国の認定事業者に引渡すことにより資源化を行う。

③ 中間処理の内訳及び処理量

ア ごみ

(ア) 焼却工場（焼却処理） (単位：t／年)

種別	直接搬入量	破碎設備・中継地・中継施設からの搬入量	計
家庭系ごみ	366,909	10,006	376,915
事業系ごみ	620,519	5,579	626,098
環境系ごみ	6,176	428	6,604
計	993,604	16,013	1,009,617

※ 八尾市等のごみ（102,824 t／年）は除く。

(イ) 破碎設備（資源化） (単位：t／年)

種別	搬入量	金属回収量	焼却量
家庭系ごみ	9,064	1,922	7,142
事業系ごみ			
環境系ごみ			

(ウ) 資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設（資源化）

(単位：t／年)

種別	搬入量	資源化量	焼却量
家庭系ごみ	47,400	38,529	8,871
事業系ごみ			

※ 資源化量の内訳（資源ごみ20,240 t／年・容器包装プラスチック18,289 t／年）

(エ) 民間資源化施設（資源化） (単位：t／年)

種別	搬入量	資源化量
家庭系ごみ	28,276	28,276

※ 資源化量の内訳（古紙21,886 t／年、衣類6,267 t／年、紙パック18 t／年、乾電池58 t／年、蛍光灯管・水銀体温計19 t／年、インクカートリッジ4 t／年、マタニティウェア・ベビー服・子ども服20 t／年、使用済小型家電4 t／年）

イ 犬・猫等の死体

民間処理施設（焼却処理） (単位：t／年)

種別	搬入量
家庭で飼われていたペットの死体及び道路上のへい死動物	115

(4) 最終処分計画**① 最終処分の方法**

焼却残滓は、市（委託）が搬入・埋立処分する。

② 埋立処分総量 (単位：t／年)

種別		埋立量
ごみ埋立処分総量（焼却残滓量）		192,650
内 訳	北港処分地南地区（夢洲）埋立量	170,450
	大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場埋立量	22,200

※上記のごみ埋立処分総量には、八尾市等のごみを含む。

③ 北港処分地（夢洲）廃棄物等埋立計画 (単位：t／年)

種別	埋立量
一般廃棄物	170,450
下水汚泥等	0
覆土	31,200
埋立総量	201,650

④ 北港処分地の延命化対策

北港処分地（夢洲）の延命化を図るため、平成12年度末をもって不燃物の直接埋立を終了し、現在では焼却残滓等に限定した受入を行っているが、引き続き、焼却残滓の一部について大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託することにより更なる延命化を図る。

⑤ 新たな最終処分地の確保

北港処分地（夢洲）以降の最終処分地の確保に向け、大阪湾フェニックス計画の円滑な推進が図れるよう関係先に働きかけるなど取組を進める。

(5) 適正処理対策

① 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進（再掲）

② 排出禁止物の取扱い

排出禁止物の処理について、次のとおり適正な処理を行うよう指導する。

区分	処理方法
有害性のある物	排出者が、メーカーや販売店等に引取りを依頼し、専門の処理業者の処理を依頼する等により、適正な処理を行う。
危険性のある物	
引火性のある物	
著しく悪臭を発する物	排出者が、専門の処理業者の処理を依頼する等により、適正な処理を行う。
特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任の観点から、排出者が特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる処理業者に委託し処理を行う。
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第1条第1号に掲げるものに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品の処理は、事業者責任で行う。
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条に規定するごみ処理施設から生じるばいじんの処理は、市が行う。
その他本市が行う処理を著しく困難にし、又は本市の処理施設の機能に支障が生ずる物	排出者が、メーカーや販売店等に引取りを依頼し、専門の処理業者の処理を依頼する等により、適正な処理を行う。

③ 適正処理困難物対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の3第1項の規定により指定された廃棄物について、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要望を行う。

④ 医療系廃棄物の取扱い

在宅医療に伴う注射器等については、耐貫通性のある容器に入れ治療を受けている医療機関に返却するよう啓発を行う。

⑤ 市域外ごみ対策

本市に処理責任のない市域外ごみについては、処理施設における展開検査や排出源調査を実施することにより適正搬入対策を継続する。

⑥ 実験動物の死体等廃棄物に関する適正な処理の指導

実験動物の死体等の廃棄物について、事業者及び許可業者に対し、適正な処理を行うよう指導する。

6 施設一覧

(1) 環境事業センター

名称	担当行政区	所在地
北部環境事業センター	北区・都島区	北区同心 2-8-14
東北環境事業センター	淀川区・東淀川区	東淀川区上新庄 1-2-20
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	鶴見区焼野 2-11-1
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	西淀川区大和田 2-5-66
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	東住吉区杭全 1-6-28
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	浪速区塩草 2-1-1
西部環境事業センター	西区・港区・大正区	大正区小林西 1-20-29
東部環境事業センター	東成区・生野区	生野区巽中 1-1-4
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	住之江区泉 1-1-111
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	西成区南津守 5-5-26
東南環境事業センター	平野区	平野区瓜破南 1-3-40

(2) 焼却工場

名称	規模 t/24h (処理能力)	竣工 年度	所在地	余熱利用 〔()は許可最大出力〕
住之江工場	600 (520)	昭和63	住之江区北加賀屋 4-1-26	・発電(11,000kW)：住之江下水処理場・南部環境事業センターへ送電、電力会社へ売却
鶴見工場	600 (600)	平成元	鶴見区焼野 2-11-5	・発電(12,000kW)：城北環境事業センターへ送電、電力会社へ売却
西淀工場	600 (600)	平成6	西淀川区大和田 2-5-68	・蒸気：エルモ西淀川・西淀川特別養護老人ホームへ供給 ・発電(14,500kW)：エルモ西淀川・西北環境事業センターへ送電、電力会社へ売却
八尾工場	600 (600)	平成6	八尾市上尾町 7-1	・蒸気：八尾市立屋内プールへ供給 ・発電(14,500kW)：八尾市立衛生処理場へ送電、電力会社へ売却

舞洲工場	900 (900)	平成13	此花区北港白津 1-2-48	・ 蒸気：舞洲スラッジセンターへ供給 ・ 発電(32,000kW)：電力会社へ売却
平野工場	900 (900)	平成14	平野区瓜破南 1-3-14	・ 発電(27,400kW)：リフレうりわり・東南環境事業センターへ送電、電力会社へ売却
東淀工場	400 (400)	平成21	東淀川区南江口 3-16-6	・ 発電(10,000kW)：電力会社へ売却

※ ダイオキシン類削減対策としてCO(一酸化炭素)濃度低減運転による維持管理を実施しており、住之江工場については、処理能力が公称能力を下回っている。

※ 八尾工場の規模・処理能力については、八尾市との行政協定に基づき八尾市の区域内で生じる可燃性ごみの処理量(日量250t)を含む。

※ リフレうりわりについては一時閉館中。(平成26年3月現在)

(3) 破碎設備

名称	規模	竣工年度	所在地
舞洲工場破碎設備	回転式120t/5h 低速回転せん断式50t/5h	平成13	此花区北港白津 1-2-48

(4) 資源ごみ中継地

名称	竣工年度	所在地
鶴見中継地	平成6	鶴見区焼野 2-11-1 環境局鶴見工場敷地内
西北方面中継地	平成6	西淀川区大和田 2-5-66 環境局西淀工場敷地内
西南方面中継地	平成6	大正区南恩加島 1-11-24 環境局もと大正工場敷地内
東南方面中継地	平成6	平野区瓜破南 1-3-40 環境局平野工場敷地内
東北方面中継地	平成13	東淀川区南江口 3-16-6 環境局東淀工場敷地内

(5) 容器包装プラスチック中継施設

名称	竣工年度	所在地
舞洲中継施設	平成13	此花区北港白津 1-2-48 環境局舞洲工場敷地内
住之江中継施設	平成13	住之江区北加賀屋 4-1-26 環境局住之江工場敷地内
西淀中継施設	平成15	西淀川区大和田 2-5-66 環境局西淀工場敷地内
鶴見中継施設	平成15	鶴見区焼野 2-11-1 環境局鶴見工場敷地内
平野中継施設	平成17	平野区瓜破南 1-3-40 環境局平野工場敷地内
東淀中継施設	平成22	東淀川区南江口 3-16-6 環境局東淀工場敷地内

(6) 管路輸送施設

名称	所在地	設置場所	導入年度
管路輸送センター	住之江区南港中 6-2	南港ポートタウン (住之江区南港中)	昭和52

(7) 最終処分地

① 埋立処分場

名称	規模	埋立開始 年度	位置
北港処分地南地区 (夢洲)	(埋立面積) 731,000㎡ (埋立容量) 11,690,000㎥	昭和60	此花区夢洲東 1丁目地先
大阪湾広域臨海 環境整備センター 大阪沖埋立処分場	(埋立面積) 950,000㎡ (埋立容量) 14,000,000㎥	平成21	此花区北港緑 地地先

※ 北港処分地南地区(夢洲)の規模は、当初計画の埋立面積及び埋立容量を表す。

※ 大阪沖処分場における埋立面積は当初計画における同処分場の全面積を表し、埋立容量は同処分場の廃棄物分全量を表す。

② 中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島 2-10-100

第2 し尿等

1 計画地域

大阪市全域

2 計画期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

3 し尿等の排出状況

※ し尿等とは、くみ取るべきし尿及びし尿浄化槽等から発生する汚泥をいう。

(単位：キロリットル／年)

種別	排出量
し尿(仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く)	140
し尿(仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿)	1,440
浄化槽等汚泥	9,900
計	11,480

※ 多量排出事業所とは、排出月量500リットル以上の事業所をいう。

※ 浄化槽等汚泥には、し尿を含む建築物地下排水槽(ビルピット)清掃汚泥及びディスポーザ汚泥を含む。

4 収集・処理主体

種別	収集運搬	処理
し尿(仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く)	市(委託)	市(直営)
し尿(仮設便所及び多量排出事業所)	市長が許可した業者	

から排出されるし尿)	(以下、「許可業者」 という。)	
浄化槽等汚泥		

5 処理計画

(1) 収集運搬

(単位：キロリットル／年)

種別	計画量	収集運搬方法及び回数
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	140	市（委託）が概ね月2回収集運搬する。
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	1,440	許可業者が必要に応じてその都度収集運搬する。
浄化槽等汚泥	9,900	
収集総量	11,480	

(2) 最終処理

① 方法

流注場に搬入された汚泥は、脱臭等前処理をした後、下水処理場消化槽へ圧送して処分する。

② 搬入処理総量

(単位：キロリットル／年)

種別	処理量
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	1,580
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	
浄化槽等汚泥	9,900
計	11,480

③ 処理施設の概要

(単位：キロリットル／日)

施設名	所在地（面積）	規模
中浜流注場	城東区中浜1丁目1番1号 中浜下水処理場内（439㎡）	80

6 普及啓発

水洗便所普及のため、建設局と協力して、し尿収集対象家屋を戸別訪問し、し尿収集状況を説明のうえ水洗化勧奨を推進する。

(環境局総務部総務課)



大阪市告示第496号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、大阪市立柴島センターについて、次のとおり指定管理者の指定を取消したので、大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第15条後段の規定に基づき公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

施 設 の 名 称 大阪市立柴島センター
指 定 管 理 者 大阪市東淀川区東中島 1 丁目13番43-804号
一般社団法人 新大阪国際交流協会
指 定 取 消 日 平成26年 3月31日
指定を取消した理由 大阪市立柴島センター管理業務基本協定書第26条第
2 項該当

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第497号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、大阪市立柴島センターについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

施 設 名 称 大阪市立柴島センター
指 定 管 理 者 大阪市東淀川区柴島 2 丁目11番 9 号
柴島センター管理運営委員会
指定管理期間 平成26年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日（3 年間）
(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第498号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり

（大阪市北区大深町 1 番26の一部、19番 7 の一部、19番13の一部、中津一丁目 1 番29の一部、10番 7 の一部、33番 2 の一部、122番 6 の一部、中津五丁目 1 番 4、2 番 1、豊崎七丁目14番 5 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準

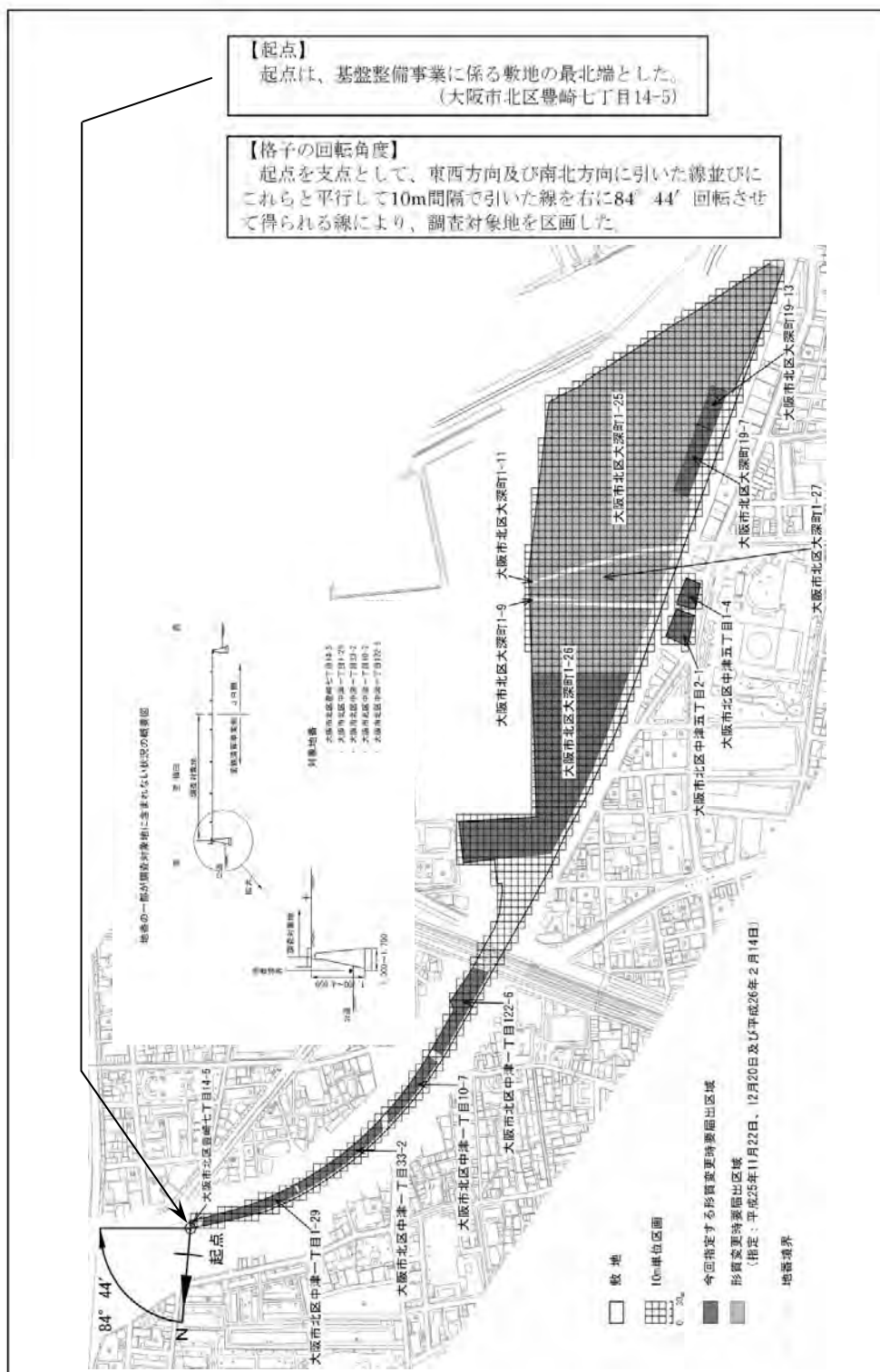
に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第499号

次の施設について、大阪市立住まい情報センター条例（平成11年大阪市条例第30号）第5条第3項の規定に基づき、次のとおり休館日の変更を承認したので、同条第4項の規定に基づき公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 対象施設

大阪市立住まい情報センターの住まいのミュージアム及び企画展示室

2 対象日

(1) 休館日を変更し開館日とする日

平成26年 4月30日（水）、同年 7月22日（火）、同月23日（水）、同月29日（火）、同年 8月 5日（火）、同月12日（火）、同月18日（月）、同月19日（火）、同月26日（火）及び平成27年 1月 3日（土）

(2) 開館日を変更し休館日とする日

平成26年 4月 7日（月）、同月 9日（水）から同月12日（土）まで、同年 9月 1日（月）及び同月 3日（水）から同月 6日（土）まで

(都市整備局企画部住宅政策課)

大阪市告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年 4月11日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 (スズキ 白色)	港区港晴3丁目9番先
2	自動二輪車 (外国車 白色)	東住吉区今林2丁目2番先

3	普通自動車 (スズキ 銀色)	東住吉区住道矢田 5 丁目 7 番先
4	普通自動車 (トヨタ 白色)	東住吉区住道矢田 5 丁目15番先
5	普通自動車 (スズキ 黒色)	淀川区加島 1 丁目51番先
6	普通自動車 (ダイハツ 白色)	東淀川区西淡路 6 丁目 1 番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年4月11日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
築 港 深 江 線	西区阿波座 2 丁目 2 番先	台 車 等
住之江区第624号線	住之江区安立 3 丁目 7 番先	植 木 等

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第502号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

委託事務	受託者	委託期間
市立駐車場使用料の	タイムズ 2 4 株式会社	平成26年 4 月 1 日

徴収及び収納事務	公共・医療推進本部	から平成27年 3月 31日まで
	西日本営業部長 市 川 英 司	
	野里電気工業株式会社	
	代表取締役 告 野 満 彦	
	株式会社イチネンパーキング	
	代表取締役 黒 田 和 伸	
	株式会社大阪市開発公社	
	取締役社長 深 尾 泰	
有料道路使用料の 徴収及び収納事務	株式会社カンソー	平成26年 4月 1日 から平成26年 6月 9日まで
	代表取締役社長 石 田 秀 和	
	株式会社湊町開発センター	
	代表取締役社長 星田 八郎太	
	T F I 株式会社	
	代表取締役社長 中 木 文 行	
	株式会社 KMK's	
	代表取締役 金 田 健 治	

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

路 線 名	起 点
	終 点
西 淀 川 区 第2014-01号線	西淀川区中島1丁目100番の590地 同 区同 1丁目322番の8地 (参考図参照)
西 淀 川 区 第2014-02号線	西淀川区中島1丁目100番の590地 同 区同 1丁目100番の590地 (参考図参照)

西 淀 川 区 第2014-03号線	西淀川区中島1丁目100番の885地 同 区同 1丁目322番の9地 (参考図参照)
-----------------------	--

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

路 線 名	区 間	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
西 淀 川 区 第2014-01号線	西淀川区中島1丁目 100番の590地から 同 区同 1丁目 322番の8地まで (参考図参照)	m 12.00～ 23.44	m 143.25
西 淀 川 区 第2014-02号線	西淀川区中島1丁目 100番の590地から 同 区同 1丁目 100番の590地まで (参考図参照)	12.00～ 26.14	465.04
西 淀 川 区 第2014-03号線	西淀川区中島1丁目 100番の885地から 同 区同 1丁目 322番の9地まで (参考図参照)	12.00～ 22.04	298.64

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

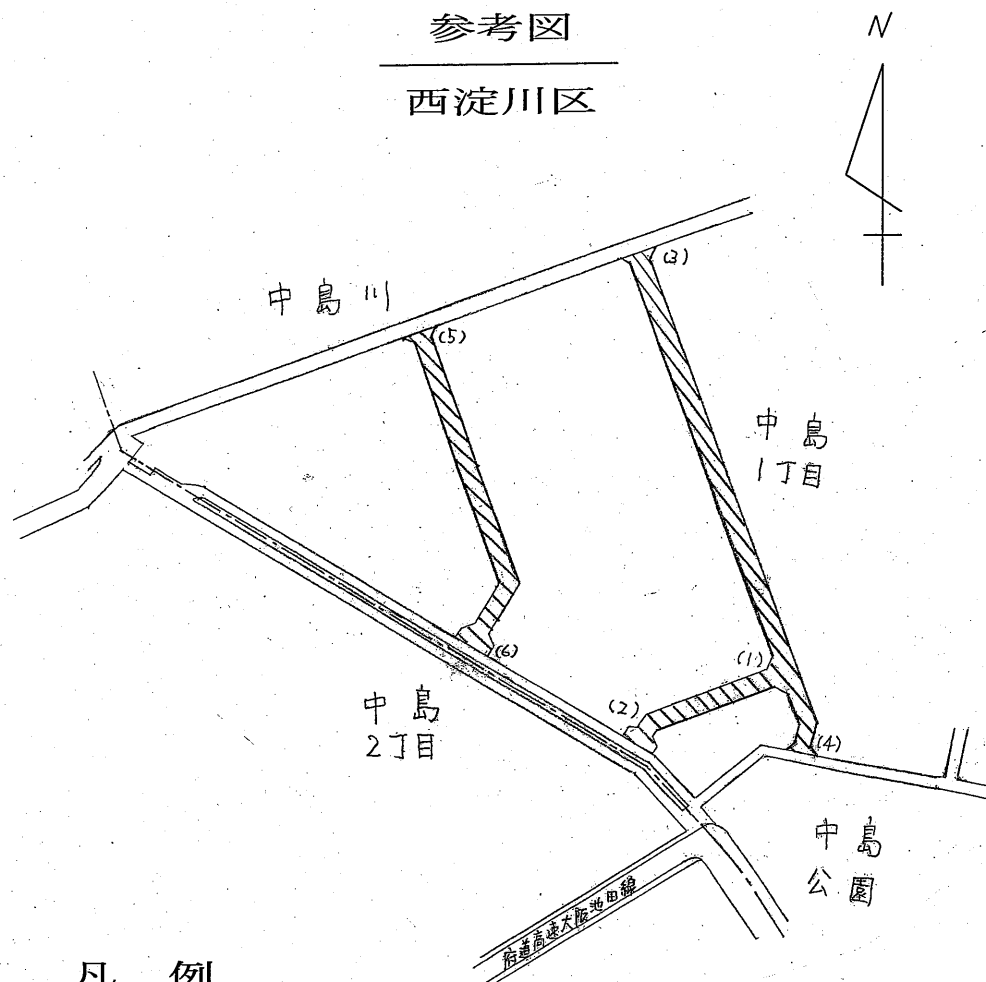
平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

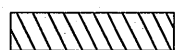
路 線 名	区 間	供用開始の期日
西 淀 川 区 第2014-01号線	西淀川区中島1丁目 100番の590地から 同 区同 1丁目 322番の8地まで (参考図参照)	平 成 2 6 年 4 月 1 日
西 淀 川 区 第2014-02号線	西淀川区中島1丁目 100番の590地から 同 区同 1丁目 100番の590地まで (参考図参照)	平 成 2 6 年 4 月 1 日
西 淀 川 区 第2014-03号線	西淀川区中島1丁目 100番の885地から 同 区同 1丁目 322番の9地まで (参考図参照)	平 成 2 6 年 4 月 1 日

参考図

西淀川区



凡 例



新たに道路となる部分



町 丁 界

説 明

西淀川区第2014-01号線

(1)(2)間

西淀川区第2014-02号線

(3)(4)間

西淀川区第2014-03号線

(5)(6)間

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

路線名	区 間	旧 新 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
桜 の 宮 方 面 南 北 16 の 2 号 線	都島区都島本通2丁目 12番の3地から 同 区 同 2丁目 12番の3地まで (参考図参照)	旧	m 4.44～ 6.36	m 207.98
		新	3.82～ 12.36	263.40
西 成 区 第 3 7 0 号 線	住之江区東加賀屋1丁目 9番の2地から 同 区 同 1丁目 9番の2地まで (参考図参照)	旧	m 23.34～ 28.95	m 157.62
		新	27.57～ 30.76	157.62
西 淀 川 区 第 7 6 3 号 線	西淀川区中島1丁目 100番の884地から 同 区 同 1丁目 100番の884地まで (参考図参照)	旧	m 13.26～ 13.36	m 5.30
		新	13.26～ 17.72	5.30

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

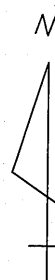
平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

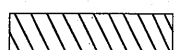
路線名	区 間	供用開始の期日
桜 の 宮 方 面 南北16の2号線	都島区都島本通2丁目 12番の3地から 同 区同 2丁目 12番の3地まで (参考図参照)	平 成 2 6 年 4 月 1 日
西 成 区 第 3 7 0 号 線	住之江区東加賀屋1丁目 9番の2地から 同 区同 1丁目 9番の2地まで (参考図参照)	平 成 2 6 年 4 月 1 日
西 淀 川 区 第 7 6 3 号 線	西淀川区中島1丁目 100番の884地から 同 区同 1丁目 100番の884地まで (参考図参照)	平 成 2 6 年 4 月 1 日

参考図

都島区



凡 例



新たに道路となる部分



廃止する部分

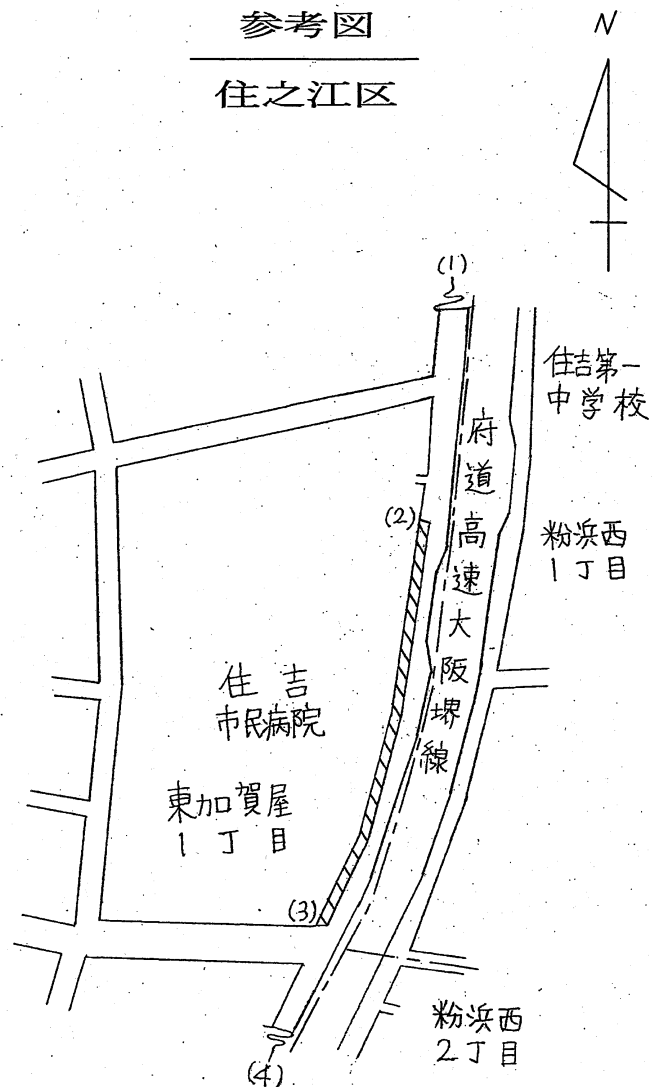
----- 町 丁 界

説 明

桜の宮方面南北16の2号線

- (1) (6) 間のうち (2) (6) 間 [(3) (5) を経る] を
- (2) (6) 間 [(3) (4) (5) を経る] に区域変更する

参考図
住之江区



凡 例



新たに道路となる部分

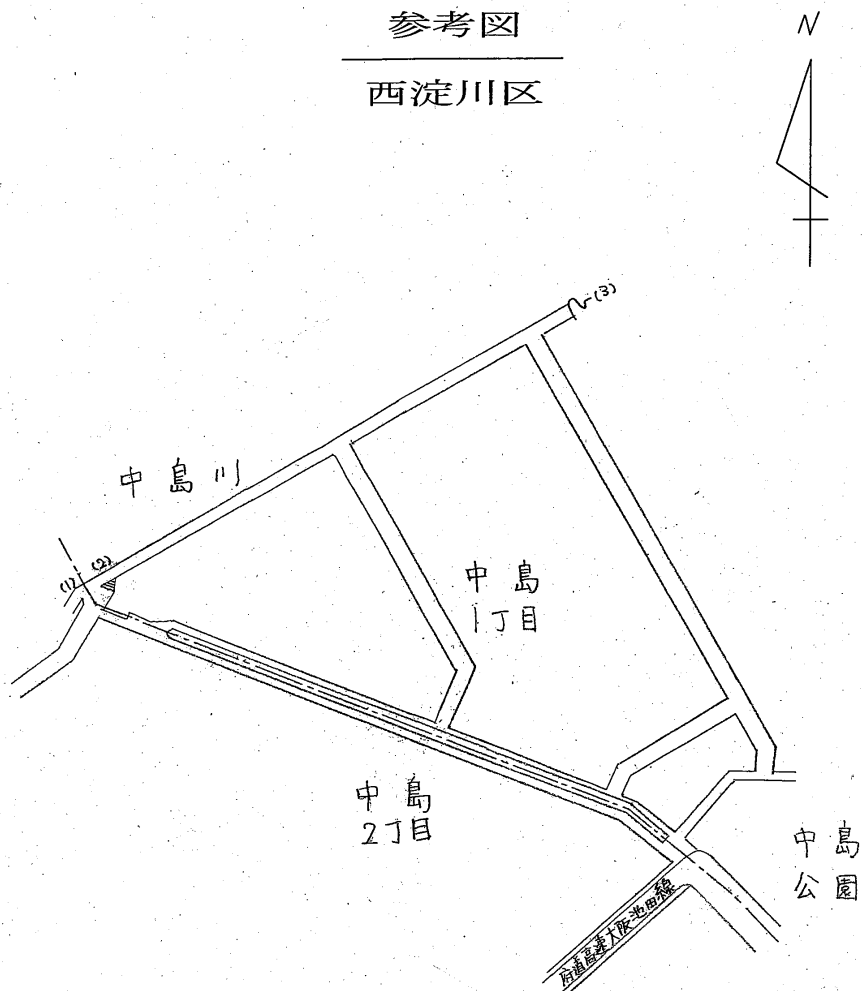


町 丁 界

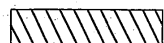
説 明

西成区第370号線(1)(4)間のうち(2)(3)間を区域変更する。

参考図
西淀川区



凡 例



新たに道路となる部分



町 丁 界

説 明

西淀川区第763号線(1)(3)間のうち(2)部分を区域変更する。

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第508号

次の施設について、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号。以下「条例」という。）第3条第2項、第6条第3項及び第6条第7項並びに大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第135号）による改正後の大阪市立駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第9項に基づき、次のとおり入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額を承認したので、条例第3条第4項及び第6条第8項並びに改正後の条例第6条第10項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間

区分	受付日	受付時間
西横堀駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで
十三駐車場		
新大阪駅南駐車場		
新大阪駅南第2駐車場		
扇町通地下駐車場		
長堀通地下駐車場		
東長堀地下駐車場		
東長堀バス駐車場		
土佐堀地下駐車場		
長堀バス駐車場		
本町地下駐車場		
大阪駅前地下駐車場		午前6時から午後11時まで
豊崎地下駐車場		午前7時から午後11時まで
安土町地下駐車場		
谷町筋地下駐車場		
靱地下駐車場		

長居公園地下駐車場			午前 7 時から午後10時まで
上汐地下駐車場			
塩草地下駐車場			
宮原地下駐車場			
法円坂 駐車場	2 号		午前 0 時から午後12時まで
	1 号	1 月 4 日から12月31 日まで (日曜日及び休日を 除く。)	午前 7 時から午後10時まで

備考

この表において、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 大阪市立駐車場の利用料金

(1) 自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金

区分	時間帯		一時駐車料金の額		
			受付時間内	受付時間外	上限料金
法円坂 駐車場	1 号	午前 7 時から 午後10時まで	駐車時間20分まで ごとに100円	—	入庫後駐車時間 24時間までごと に1,200円
		午後10時から 翌日午前 7 時 まで	—	60分までごと に100円	
	2 号	午前 7 時から 午後10時まで	駐車時間60分まで ごとに300円	—	
		午後10時から 翌日午前 7 時 まで	駐車時間60分まで ごとに100円	—	
西横堀 駐車場	0 号	午前 8 時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに300円	—	1 日 当 たり 1,900 円
		午後10時から 翌日午前 8 時 まで	駐車時間60分まで ごとに100円		

1 号	午前 8 時から 午後10時まで	駐車時間50分まで ごとに500円	—	1 日 当 たり 2,000 円
	午後10時から 翌日午前 8 時 まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
2 号	午前 8 時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに300円	—	1 日 当 たり 1,700 円
	午後10時から 翌日午前 8 時 まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
3 号	午前 8 時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに300円	—	1 日 当 たり 1,600 円 (日曜日、土曜日 及び休日にあっ ては1,000円)
	午後10時から 翌日午前 8 時 まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
4 号	午前 8 時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに300円	—	1 日 当 たり 1,700 円 (日曜日及び休日 にあっては1,200 円)
	午後10時から 翌日午前 8 時 まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
5 号	午前 8 時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに300円	—	1 日 当 たり 1,700 円 (日曜日及び休日 にあっては1,200 円)
	午後10時から 翌日午前 8 時 まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
6 号	午前 8 時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに300円	—	1 日 当 たり 1,800 円 (日曜日及び休日 にあっては1,200 円)
	午後10時から 翌日午前 8 時 まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
7 号	午前 8 時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに300円	—	1 日 当 たり 1,500 円

		午後10時から 翌日午前8時 まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
	8 号	午前8時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに300円	—	1日当たり1,600 円
		午後10時から 翌日午前8時 まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
	9 号	午前8時から 午後10時まで	駐車時間40分まで ごとに400円	—	1日当たり1,600 円
		午後10時から 翌日午前8時 まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
	10 号	午前0時から 午前8時まで	駐車時間60分まで ごとに100円	—	1日当たり1,800 円 (日曜日、土曜日 及び休日にあっ ては2,500円)
		午前8時から 翌日午前0時 まで	駐車時間30分まで ごとに300円 (日曜日、土曜日 及び休日にあっ ては、駐車時間50分 までごとに500円)		
	11 号	午前0時から 午前8時まで	駐車時間60分まで ごとに100円	—	1日当たり1,800 円 (日曜日、土曜日 及び休日にあっ ては2,600円)
		午前8時から 翌日午前0時 まで	駐車時間30分まで ごとに300円 (日曜日、土曜日 及び休日にあっ ては、駐車時間50分 までごとに500円)		

	12号	午前0時から 午前8時まで	駐車時間60分まで ごとに100円	—	1日当たり1,600円 (日曜日、土曜日 及び休日にあつては2,600円)
		午前8時から 翌日午前0時まで	駐車時間40分まで ごとに400円 (日曜日、土曜日 及び休日にあつては、駐車時間50分 までごとに500円)		
	13号	午前0時から 午前8時まで	駐車時間60分まで ごとに100円	—	1日当たり1,500円 (日曜日、土曜日 及び休日にあつては2,400円)
		午前8時から 翌日午前0時まで	駐車時間40分まで ごとに400円 (日曜日、土曜日 及び休日にあつては、駐車時間50分 までごとに500円)		
十三駐 車場	1号	午前7時から 午後11時まで	駐車時間60分まで ごとに300円	—	入庫後駐車時間 24時間までごと に1,100円
		午後11時から 翌日午前7時まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
	2号	午前7時から 午後11時まで	駐車時間60分まで ごとに300円	—	入庫後駐車時間 24時間までごと に1,000円
		午後11時から 翌日午前7時まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
新大阪 駅南駐 車場	午前7時から午後 11時まで		駐車時間60分まで ごとに400円	—	1日当たり2,300円 (日曜日、土曜日 及び休日にあつては1,800円)
	午後11時から翌日 午前7時まで		駐車時間60分まで ごとに100円		
新大阪 駅南第	午前7時から午後 10時まで		駐車時間30分まで ごとに300円	—	1日当たり2,300円 (日曜日、土曜日及

2 駐 車 場	午後10時から翌日 午前 7 時まで	駐車時間60分まで ごとに100円		び休日にあって は1,800円)
扇町通 地下駐 車場	午前 8 時から午後 10時まで	駐車時間30分まで ごとに200円 (日曜日、土曜日 及び休日にあって は、駐車時間20分 までごとに100円)	—	1 日当たり1,300 円 (日曜日、土曜日 及び休日にあつ ては1,800円)
	午後10時から翌日 午前 8 時まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
大阪駅 前地下 駐車場	午前 6 時から午後 11時まで	駐車時間60分まで ごとに600円 (日曜日、土曜日 及び休日にあって は、駐車時間20分 までごとに200円)	—	時間内上限料金 2,400円 (日曜日、土曜日 及び休日にあつ ては3,000円)
	午後11時から翌日 午前 6 時まで	—		30分までごと に150円
豊崎地 下駐車 場	午前 7 時から午後 11時まで	駐車時間30分まで ごとに250円	—	1 日当たり2,400 円
	午後11時から翌日 午前 7 時まで	—		30分までごと に125円
安土町 地下駐 車場	午前 7 時から午後 9 時まで	駐車時間60分まで ごとに400円	—	時間内上限料金 1,500円
	午後 9 時から翌日 午前 7 時まで	—		60分までごと に100円
谷町筋 地下駐 車場	午前 7 時から午後 11時まで	駐車時間30分まで ごとに300円 (日 曜日、土曜日及び 休日にあつては、 駐車時間20分まで ごとに100円)	—	時間内上限料金 1,400円 (日曜日、土曜日 及び休日にあつ ては900円)
	午後11時から翌日 午前 7 時まで	—		15分までごと に50円

長堀通 地下駐 車場	午前 0 時から午前 8 時まで	駐車時間30分まで ごとに100円	—	1 日 当 たり 1,300 円 (日曜日、土曜日 及び休日にあっ ては1,700円)
	午前 8 時から翌日 午前 0 時まで	駐車時間30分まで ごとに300円		
東長堀 地下駐 車場	午前 0 時から午前 8 時まで	駐車時間60分まで ごとに100円	—	1 日 当 たり 1,200 円
	午前 8 時から翌日 午前 0 時まで	駐車時間30分まで ごとに200円 (日曜日、土曜日 及び休日にあつて は、駐車時間25分 までごとに200円)		
	午後 7 時から翌日 午前 7 時まで	駐車時間60分まで ごとに100円	—	
東長堀 バス駐 車場	午前 0 時から 午後12時まで	駐車時間30分まで ごとに1,000円	—	・ 入庫後駐車時 間 6 時間まで 6,000円 ・ 入庫後駐車時 間10時間まで 8,000円 ・ 入庫後駐車時 間14時間まで 10,000円 ・ 入庫後駐車時 間18時間まで 12,000円 ・ 入庫後駐車時 間24時間まで 15,000円 ・ 入庫後24時間 以降は 8 時間ま でごとに5,000円
長堀バ ス駐車 場				

靱地下 駐車場	午前 7 時から午後 11時まで	駐車時間30分まで ごとに200円	—	1 日 当 たり 1, 500 円 (日曜日、土曜日 及び休日にあっ ては1, 000円)
	午後11時から翌日 午前 7 時まで	—	30分までごと に100円	
土佐堀 地下駐 車場	午前 7 時から午後 7 時まで	駐車時間30分まで ごとに200円	—	1日 当 たり 1, 300 円 (日曜日及び休日 にあつては900円)
	午後 7 時から翌日 午前 7 時まで	駐車時間60分まで ごとに100円	—	
本町地 下駐車 場	午前 8 時から午後 10時まで	駐車時間20分まで ごとに100円	—	1日 当 たり 1, 500 円
	午後10時から翌日 午前 8 時まで	駐車時間60分まで ごとに100円	—	
上汐地 下駐車 場	午前 7 時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに200円	—	入庫後駐車時間 24時間までごと に1500円
	午後10時から翌日 午前 7 時まで	—	60分までごと に100円	
塩草地 下駐車 場	午前 7 時から午後 10時まで	駐車時間60分まで ごとに200円	—	入庫後駐車時間 24時間までごと に700円
	午後10時から翌日 午前 7 時まで	—	60分までごと に200円	
宮原地 下駐車 場	午前0時30分から 午前6時まで	—	60分までごと に100円	入庫後駐車時間 24時間までごと に2, 000円

	午前6時から翌日 午前0時30分まで	駐車時間25分まで ごとに200円	—	
長居公 園地下 駐車場	午前7時から午後 11時まで	駐車時間30分まで ごとに100円	60分までごと に100円	1日当たり1,000 円 (日曜日、土曜日 及び休日にあっ ては2,000円)
	午後11時から翌日 午前7時まで	—	60分までごと に100円	

- (1) 1日当たりの上限額の設定がある駐車場については、2日以上にわたる駐車に係る入庫の日及び出庫の日の一時駐車料金の額のいずれもが当該上限額に達しない場合の当該入庫の日及び出庫の日に係る一時駐車料金の額は、一時駐車料金の単価が同額である時間帯の駐車時間を合算して、この表（1日当たりの上限額に係る部分を除く。）の規定により算出する。
- (2) 時間帯当たり1回の駐車についての上限額の設定がある駐車場については、1の連続する駐車において一時駐車料金の額が当該上限額に達しない時間帯が複数ある場合の当該各時間帯に係る一時駐車料金の額は、一時駐車料金の単価が同額である時間帯の駐車時間を合算して、この表（時間帯当たり1回の駐車についての上限額に係る部分を除く。）の規定により算出する。
- (3) 東長堀バス駐車場及び長堀バス駐車場において、条例第6条第3項第2号の規定による路線定期運行（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行をいう。）を行う一般乗合旅客自動車運送事業（同法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）に係る停留所として利用する場合の利用料金は、1回につき4,000円とする。

備考

- この表において、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- この表において、自動二輪車とは、条例第5条第1項に規定する自動車のうち、二輪のものをいう。ただし、側車付のものは除く。

(2) 自動二輪車の一時駐車料金

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
西横堀駐車場	午前8時から 午後10時まで	駐車時間30分ま でごとに100円	—	入庫後駐車時間 24時間までごとに 500円
	午後10時から 翌日午前8時 まで	駐車時間60分ま でごとに100円	—	
新大阪駅南 駐車場	午前0時から 午後12時まで	駐車時間60分ま でごとに100円	—	入庫後駐車時間 24時間までごとに 400円
長堀通地下 駐車場	午前0時から 午後12時まで	駐車時間24時間 までごとに500円	—	—
東長堀地下 駐車場	午前0時から 午後12時まで	駐車時間60分ま でごとに100円	—	入庫後駐車時間 24時間までごとに 400円

備考

この表において、自動二輪車とは、(1)の表備考に定めるところによる。

(3) 普通回数券

駐車場の名称	普通回数券の種類	1冊当たりの料金
法円坂駐車場	100円券（11枚つづり）	1,000円
	200円券（11枚つづり）	2,000円
	300円券（11枚つづり）	3,000円
	600円券（11枚つづり）	6,000円
西横堀駐車場	100円券（11枚つづり）	1,000円
	200円券（11枚つづり）	2,000円
	400円券（11枚つづり）	4,000円
	800円券（11枚つづり）	8,000円
十三駐車場	100円券（11枚つづり）	1,000円
	200円券（11枚つづり）	2,000円

	400円券（11枚つづり）	4,000円
新大阪駅南駐車場	200円券（11枚つづり）	2,000円
	400円券（11枚つづり）	4,000円
新大阪駅南第2駐車場	100円券（11枚つづり）	1,000円
	200円券（11枚つづり）	2,000円
	400円券（11枚つづり）	4,000円
扇町通地下駐車場	100円券（11枚つづり）	1,000円
	200円券（11枚つづり）	2,000円
	400円券（11枚つづり）	4,000円
	1,600円券（100枚つづり）	100,000円
大阪駅前地下駐車場	200円券（11枚つづり）	2,000円
	600円券（11枚つづり）	6,000円
豊崎地下駐車場	250円券（11枚つづり）	2,500円
	500円券（11枚つづり）	5,000円
	1,000円券（11枚つづり）	10,000円
安土町地下駐車場	400円券（11枚つづり）	4,000円
	400円券（100枚つづり）	32,000円
	1,600円券（100枚つづり）	100,000円
谷町筋地下駐車場	100円券（11枚つづり）	1,000円
	200円券（11枚つづり）	2,000円
	400円券（11枚つづり）	4,000円
	1,400円券（100枚つづり）	100,000円
	4,400円券（100枚つづり）	200,000円
長堀通地下駐車場	600円券（22枚つづり）	10,500円
	600円券（1,000枚つづり）	540,000円
	600円券（5,000枚つづり）	2,400,000円
	3,400円券（10枚つづり）	24,000円
	3,400円券（30枚つづり）	36,000円
東長堀地下駐車場	2,400円券（50枚つづり）	96,000円
靱地下駐車場	100円券（11枚つづり）	1,000円
	200円券（11枚つづり）	2,000円
	400円券（11枚つづり）	4,000円
	3,000円券（100枚つづり）	200,000円
土佐堀地下駐車場	100円券（11枚つづり）	1,000円
本町地下駐車場	100円券（11枚つづり）	1,000円
	300円券（11枚つづり）	3,000円
上汐地下駐車場	100円券（11枚つづり）	1,000円
	200円券（11枚つづり）	2,000円

	500円券（11枚つづり）	5,000円
塩草地下駐車場	100円券（11枚つづり）	1,000円
	200円券（11枚つづり）	2,000円
	500円券（11枚つづり）	5,000円
	200円券（11枚つづり）	2,000円
宮原地下駐車場	400円券（11枚つづり）	4,000円
	800円券（11枚つづり）	8,000円

(1) 同一駐車場における同一種類の普通回数券の発行を同時に11冊以上受けた場合の普通回数券料金にあっては、この表により算出した額に10分の9を乗じて得た額とする（ただし扇町通地下駐車場における1,600円券並びに谷町筋地下駐車場における1,400円券及び4,400円券並びに長堀通地下駐車場における22枚つづりの600円券及び3,400円券並びに東長堀地下駐車場における2,400円券並びに靱地下駐車場における3,000円券を除く）。

(2) 長堀通地下駐車場における1,000枚つづりの600円券の発行を受けた者は、同時に券面額600円の普通回数券の発行を受けることができる。この場合、同時に発行を受けた券面額600円の普通回数券料金にあっては、1枚あたり540円とする。

(3) 長堀通地下駐車場における5,000枚つづりの600円券の発行を受けた者は、同時に券面額600円の普通回数券の発行を受けることができる。この場合、同時に発行を受けた券面額600円の普通回数券料金にあっては、1枚あたり480円とする。

(4) バス回数券料金

券 面 額	料 金
10,000円分	9,000円
50,000円分	40,000円

3 実施年月日 平成26年4月1日から

4 その他

(1) この告示の実施の際、現に行われている大阪市立法円坂駐車場、大阪市立西横堀駐車場、大阪市立十三駐車場、大阪市立新大阪駅南駐車場、大阪市立新大阪駅南第2駐車場、大阪市立豊崎地下駐車場、大阪市立土佐堀地下駐車場、大阪市立本町地下駐車場、大阪市立上汐地下駐車場、大阪市立塩草地下駐車場及び大阪市立宮原地下駐車場における駐車に係る一時駐車料金の額は、当該駐車に係る駐車時間のうちこの告示の実施年月日（以下「実施日」という。）前の部分については従前の例により算出した額及び実施日以後の部分についてはこの告示の規定により算出した額の合計額とする。

(2) この告示の実施の際、現に通用している普通回数券及びバス回数券は、その残余分に限り、なお効力を有する。

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第509号

平成22年大阪市告示第393号（本市と協定を締結した者が経営する駐車場の名称及び位置）を次のように改正する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

経営者	名称	位置
株式会社大阪市開発公社	船場パーキング	大阪市中央区北久宝寺町 3 丁目
T F I 株式会社	桜橋駐車場	大阪市北区梅田 1 丁目
アジア太平洋トレードセンター株式会社	A T C 第一、 第二駐車場	大阪市住之江区南港北 2 丁目
株式会社湊町開発センター	O C A T 地下駐車場	大阪市浪速区湊町 1 丁目
大阪市港区弁天町駅前市有地に 係る土地信託受託社である株式 会社りそな銀行、三井住友信託 銀行株式会社、三菱 U F J 信託 銀行株式会社	オーク 200 駐車場	大阪市港区弁天 1 丁目
タイムズ 2 4 株式会社	大阪府咲洲庁舎駐車場	大阪市住之江区南港北 1 丁目
	北区役所駐車場	大阪市北区扇町 2 丁目
	平野区役所駐車場	大阪市平野区背戸口 3 丁目
株式会社イチネンパーキング	中央区役所駐車場	大阪市中央区久太郎町 1 丁目
	浪速区役所駐車場	大阪市浪速区敷津東 1 丁目
	西淀川区役所駐車場	大阪市西淀川区御幣島 1 丁目
	生野区役所駐車場	大阪市生野区勝山南 3 丁目
大阪市街地開発株式会社	大阪駅前第 1 ビル 地下駐車場	大阪市北区梅田 1 丁目
	大阪駅前第 2 ビル 地下駐車場	大阪市北区梅田 1 丁目
	大阪駅前第 3 ビル 地下駐車場	大阪市北区梅田 1 丁目
	大阪駅前第 4 ビル 地下駐車場	大阪市北区梅田 1 丁目

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第510号

十三駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成26年4月1日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

区画	定期利用料金（自転車）					
	1 月		3 月		6 月	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下	一般	高校生以下
一般区画	2,000円	1,700円	5,700円	4,800円	11,000円	9,300円
特定区画	1,200円	1,000円	3,400円	2,800円	6,600円	5,500円

備考

- 1 上記の表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 2 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち1に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。
- 3 上記の表において、「高校生以下」とは、次のいずれかに該当し、かつ、条例第4条第6項の規定の適用を受けない者をいう。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在学する者
 - (2) 法第1条に規定する高等専門学校の第1学年、第2学年又は、第3学年に在学する者
 - (3) 法第124条に規定する専修学校の高等課程又は一般課程に在学する満19歳未満の者
 - (4) 法第134条第1項に規定する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものに限る。）のうち（1）に掲げる学校に準ずると認められるものに在学する者
 - (5) 法第134条第1項に規定する各種学校（（4）に掲げる学校を除く。）に在学する19歳未満の者

（建設局管理部自転車対策課）

**大阪市告示第511号**

花園町駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成26年4月1日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により

公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 定期利用料金（自転車）

区画	定期利用料金（自転車）			
	1 月		3 月	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
一般区画	2,000円	1,700円	5,700円	4,800円
特定区画	1,500円	1,300円	4,300円	3,700円

※ 備考

- 1 上記の表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 2 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち1に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。
- 3 上記の表において、「高校生以下」とは、次のいずれかに該当し、かつ、条例第4条第6項の規定の適用を受けない者をいう。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在学する者
 - (2) 法第1条に規定する高等専門学校の第1学年、第2学年又は、第3学年に在学する者
 - (3) 法第124条に規定する専修学校の高等課程又は一般課程に在学する満19歳未満の者
 - (4) 法第134条第1項に規定する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものに限る。）のうち（1）に掲げる学校に準ずると認められるものに在学する者
 - (5) 法第134条第1項に規定する各種学校（（4）に掲げる学校を除く。）に在学する19歳未満の者

2 一時利用料金

収受方法	区画	一時利用料金（自転車）
人的対応	特定区画	1日1回100円
精算機対応	一般区画	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円。

収受方法	区画	一時利用料金（原動機付自転車）
コインポスト	一般区画	1日1回200円

※ 備考

- 1 上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利

用料金の収受を行うことをいう。

2 上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。

3 上記の表において、「コインポスト」とは、コインポストにより利用料金の収受を行うことをいう。

4 上記の表において、「一般区画」及び「特定区画」の意義は1 定期利用料金の備考1 から2 に定めるところによる。

(建設局管理部自転車対策課)

大阪市告示第512号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、鶴見緑地パークゴルフ場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第24条前段の規定に基づき公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定管理者

大阪市中心区南本町2丁目2番9号

株式会社ニチコ

2 指定の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(建設局公園緑化部公園管理課)

大阪市告示第513号

次の施設の利用料金について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第16条の2第3項の規定に基づき、次表のとおり承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

鶴見緑地パークゴルフ場の利用料金

単 位	利用料金
1人1回 (18ホール以内)	500円
1人1回 (9ホール以内)	250円

(建設局公園緑化部公園管理課)

大阪市告示第514号

昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正し、平成26年 3 月31日から施行する。

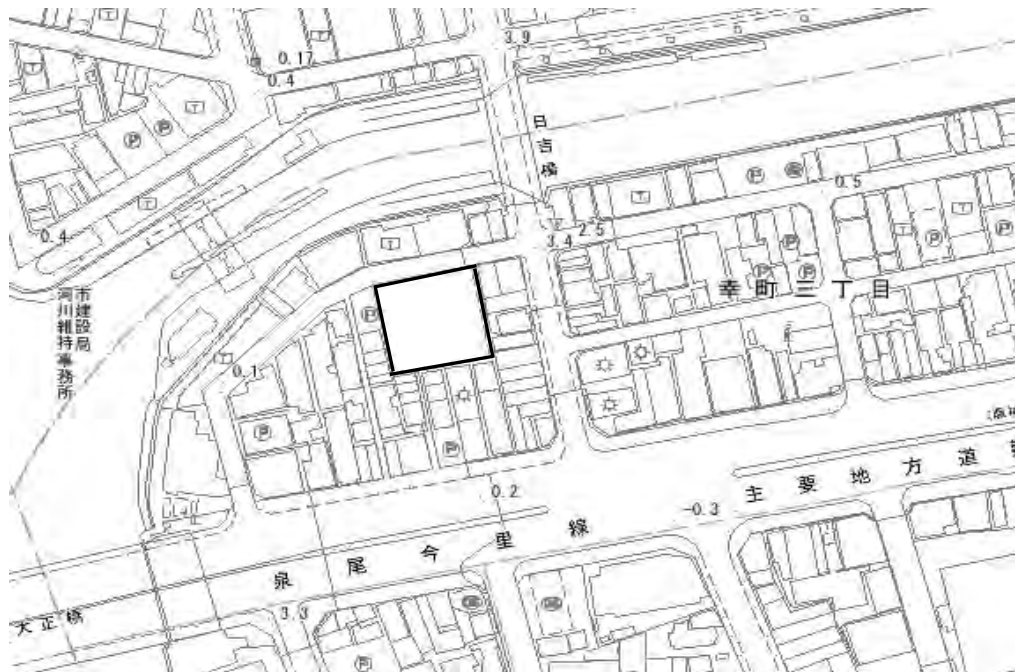
平成26年 3 月28日

大阪市長 橋 下 徹

難波塩草敷津公園の項の次に次のように加える。

幸町西公園	大阪市浪速区幸町 3 丁目	別図10-36 のとおり	平成26年 3 月31日
-------	---------------	-----------------	--------------

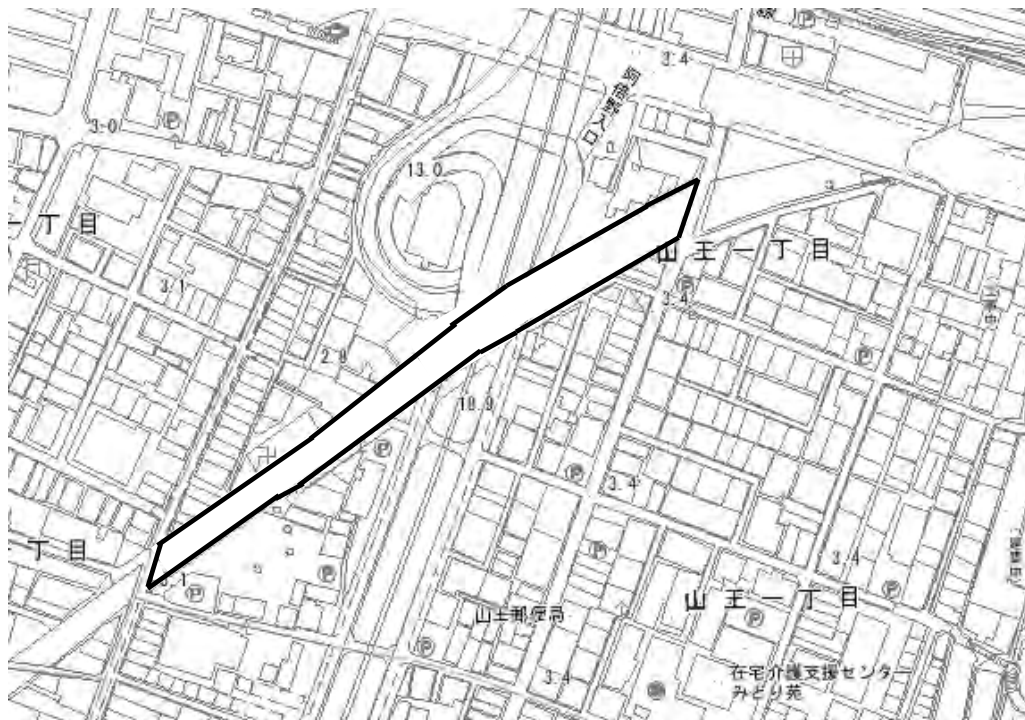
10-36 幸町西公園



鶴見橋中央公園の項の次に次のように加える。

山王みどり公園	大阪市西成区山王 1 丁目	別図24-66 のとおり	平成26年 3 月31日
---------	---------------	-----------------	--------------

24-66 山王みどり公園



(建設局公園緑化部公園管理課)

大阪市告示第515号

昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

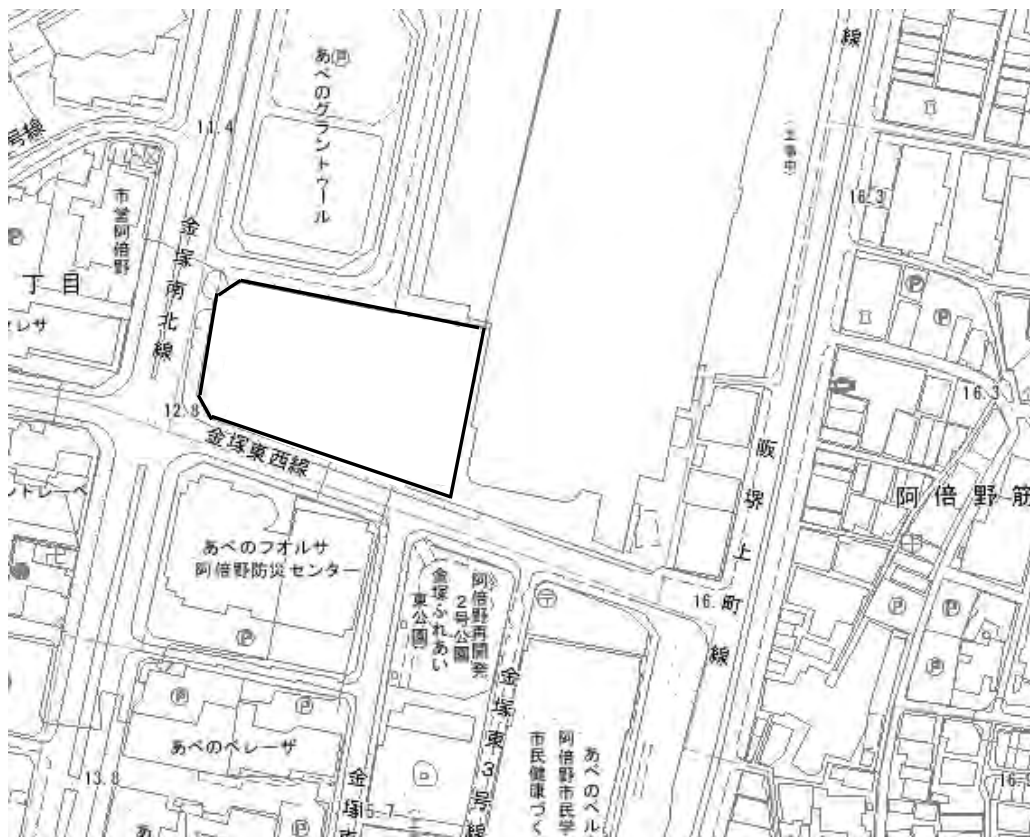
平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

金塚ふれあい東公園の項の次に次のように加える。

金塚ふれあい中央公園	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目	別図19-26のとおり	平成26年 4月1日
------------	----------------	-------------	---------------

19-26 金塚ふれあい中央公園



中島公園の項を次のように改める。

中島公園	大阪市西淀川区中島1丁目	別図11-11 のとおり	昭和31年3月31日
------	--------------	-----------------	------------

別図 11-11を次のように改める。

11-11 中島公園



(建設局公園緑化部公園管理課)

大阪市告示第516号

公園事務所の位置及び所管区域（平成元年大阪市告示第67号）を次のように改め、平成26年4月1日から実施する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

公園事務所の位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
大阪市天王寺動物公園事務所	大阪市天王寺区茶臼山町 (天王寺公園内)	天王寺動物園、天王寺公園
大阪市東部方面公園事務所	大阪市中心部大阪城（大阪城公園内）	中央区、天王寺区（天王寺公園を除く。）、東成区、生野区、城東区、鶴見区（鶴見緑地を除く。）

大阪市西部方面公園事務所	大阪市西区靱本町2丁目（靱公園内）	福島区、此花区、西区、港区、大正区
大阪市南部方面公園事務所	大阪市東住吉区長居公園（長居公園内）	阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区
大阪市北部方面公園事務所	大阪市北区扇町1丁目（扇町公園内）	北区、都島区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区
大阪市西南方面公園事務所	大阪市天王寺区茶臼山町（天王寺公園内）	浪速区、住之江区、西成区
大阪市花博記念公園事務所	大阪市鶴見区緑地公園（鶴見緑地内）	鶴見緑地

(建設局公園緑化部公園管理課)

**大阪市告示第517号**

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

臨時開館

施設名	月 日	供用時間
咲くやこの花館	平成26年 4月28日（月）	午前10時から午後5時まで

(建設局公園緑化部花博記念公園事務所)

**大阪市告示第518号**

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり供用日及び供用時間の変更を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 供用日の変更（追加）

種類及び名称		位置	供用日（追加）	供用時間
植物園	長居植物園	長居公園内	平成26年4月7日（月） 同年4月28日（月）	午前9時30分から 午後5時まで
			平成26年7月7日（月）	午前7時30分から 午後5時まで

2 供用時間の変更

施設名及び名称		位置	供用日	供用時間（変更）
植物園	長居植物園	長居公園内	平成26年4月1日（火）から 同年10月31日（金）まで （休園日を除く。）	午前9時30分から 午後5時まで
			平成26年7月5日（土）から 同年7月13日（日）まで	午前7時30分から 午後5時まで

(建設局公園緑化部 南部方面公園事務所)



大阪市告示第519号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）

電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

生涯学習情報提供システム開発及び運用保守業務 一式

(2) 役務の特質等 入札説明書記載のとおり

(3) 履行期間 契約日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書記載のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課業務委託グループに行えば当該審査を行う（申請の際には、必ずWT0適用入札に係る申請である旨を告げる）。ただし、平成26年4月15日（火）ま

でに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に承認種目「10情報処理:01情報処理:01システム企画・開発」及び「10情報処理:01情報処理:02システム運用・保守」で登録されていること
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（旧財団法人日本情報処理開発協会）からプライバシーマーク付与認定を受けていること又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用するI SMS適合性評価制度におけるI SMS認証を取得していることを証明する書類の提出ができること
- (6) 独立行政法人情報処理推進機構が認定する情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャー試験）合格者又はプロジェクトマネジメント協会が認定するPMP（Project Management Professional）若しくはこれらと同等の資格を有するものを雇用し、かつ本件業務に従事させることができること
- (7) 平成21年度以降、地方公共団体において、行政情報提供システムまたはそれに類似する情報システムの開発実績があること。ただし、開発中のシステムは実績とみなさない。

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）

電話 06-6208-9078

- (2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から平成26年4月15日（火）までの毎日午前9時から午後5時まで無償により交付する（本市の休日及び午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成26年4月15日（火）までの毎日午前9時から午後5時まで（本市の休日及び午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

5 入札手続等

本入札は地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき本件に関する入札書、提案書を提出すること。

- (1) 入札執行及び提案書等の提出日時及び場所

平成26年5月30日（金）午前10時

大阪市教育委員会事務局入札室（上記 1 に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により平成26年 5月29日（木）午後 5 時までに必着のこと

(2) 入札に参加できない者

ア 入札参加申請期限までに参加申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

イ 入札の参加申請時より入札時までの間において、「3 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者

ウ 提案書等を提出しなかった者

(3) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当するときは契約保証金を免除する。

ウ 保証人 不要

エ 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

オ 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定方法にあたっては、本件にとって最適な事業者を選定するため、(5)の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

(5) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、1000点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

イ 評価を内容点と価格点に区分し、その配点をそれぞれ内容点700点、価格点300点とする。

ウ 本基準の詳細は入札説明書による。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項の各号の 1 に該当する入札

(2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札

(3) 総合評価一般競争入札参加申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

(4) 開札後落札決定までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

(5) 開札後落札決定までに、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者による入札は無効とする。

7 その他

- (1) この調達、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
System development of lifelong learning information service,
operation and maintenance
- (2) The closing date and time for the submission of application
forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00 PM, 15 April 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders: 10:00AM, 30 May
2014 (for tenders submitted by mail 5:00 PM, 29 May 2014)
- (4) A contact point where tender documents are available:
General Affairs Department, General Affairs Division, Board of
Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku,
Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市（消）告示第15号

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に際し検査を受けなければならない防火対象物等の指定（昭和50年（消）告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月28日

大阪市消防長 千福 好伸

本文及び本文第1項中「第35条第1項第2号」を「第35条第1項第3号」に改める。

大阪市（消）告示第16号

平成17年大阪市（消）告示第32号（消防長が認める住宅用防災警報器及び感

知器の性能の基準並びに設置の技術上の基準)は、平成26年 3月31日限り廃止する。

平成26年 3月28日

大阪市消防長 千福 好伸

大阪市交通局告示第13号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年 3月28日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南 1 丁目12番62号 大阪市交通局庁舎 3 階
大阪市交通局事業管理本部総務部調達課
電話 06-6585-6252

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
高速車両廃車運搬解体処理業務委託 一式
(電子入札対象案件とする。)
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成26年11月28日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば、当該審査を行う。ただし、平成26年 4月11日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行 26 その他」、物品種目「39 船舶・航空機・鉄道」のいずれかで登録していること
- (5) 平成16年以降に旅客鉄道車両(貨物車両、展示用車両、鋼索鉄道車両及び索道車両を除く。)の解体処理、又は石綿を構造物に含む船舶、航空機等の大型構造物の解体処理を解体対象物所有者からの元請けで行った実績

を有すること

(6) 次に掲げる書類を提出できること

ア 連絡及び業務管理体制表

イ 輸送人員配置計画書

ウ 解体作業人員配置計画書

エ 解体場所届

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法

公示日から平成26年4月11日（金）午後5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公示日から平成26年4月11日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間

平成26年5月26日（月）及び同月27日（火）午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成26年5月28日（水）午前10時30分

ウ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

平成26年5月28日（水）午前10時から午前10時30分まで

イ 開札予定日時 平成26年5月28日（水）午前10時30分

ウ 場所 大阪市交通局事業管理本部総務部調達課入札室（1に同じ）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合、平成26年5月27日（火）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成26年 4月11日（金）午後5時までに受付場所に、持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加者申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者の行った入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Transportation and dismantlement business consignment of rolling stocks

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 11 April 2014

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 26 May 2014 to 5:00PM, 27 May 2014

② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 28 May 2014

③ by post: 5:00PM, 27 May 2014

(4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Division, Osaka Municipal Transportation